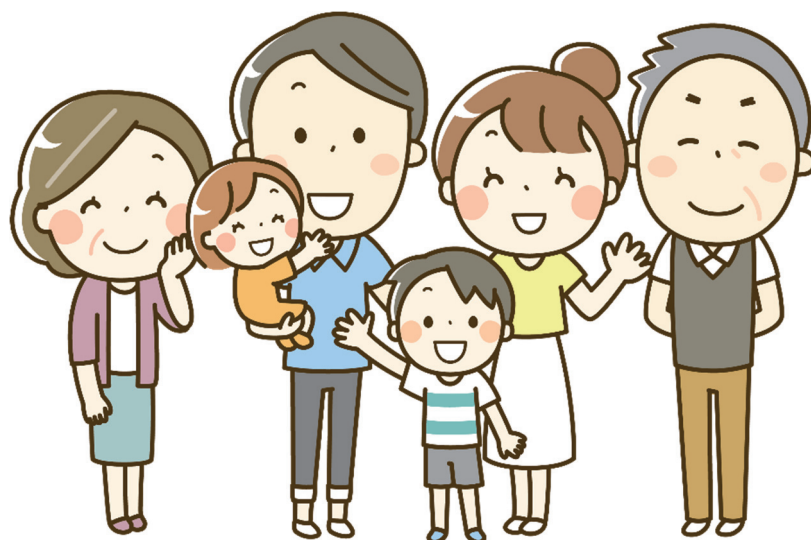


第2期 倶知安町子どもプラン

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進行動計画

《令和2年度～令和6年度》

～すべての子どもが明るく健やかに成長できるまち 倶知安～



令和2年3月
倶知安町

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 関連計画との関係.....	2
4 計画の期間.....	2
5 計画の策定体制	3
第2章 子どもと家庭等を取り巻く状況	4
1 人口・世帯の状況.....	4
2 結婚・就業の状況.....	8
3 子どもの教育・保育環境	10
4 子育て支援サービス.....	12
5 子育て環境の整備状況	14
6 子ども・子育てをめぐる問題の動向	16
7 母子保健事業	17
8 アンケート調査結果.....	19
第3章 第1期計画の実施状況.....	31
1 児童数の状況.....	31
2 教育・保育事業の状況	32
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	33
第4章 計画の基本的な考え方.....	37
1 基本理念.....	37
2 基本的な視点	38
3 施策の基本目標	39
4 施策の体系.....	40
第5章 施策の展開	41
1 地域における子育ての支援.....	41
2 母と子どもの健康の保持・増進.....	46
3 子どもの教育環境の整備	49
4 子育てを支援する生活環境の整備	54
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	57
6 子どもの権利と安全の確保.....	58
7 支援を必要とする児童への取組の推進.....	59
第6章 子ども・子育て支援事業計画	63
1 子ども・子育て支援サービスの全体像.....	63
2 教育・保育提供区域の設定.....	65
3 児童人口の将来推計	65
4 教育・保育の量の見込みと確保方策	66

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	67
6 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	73
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	73
第7章 計画の推進に向けて	74
1 計画の推進体制	74
2 計画の点検・評価・改善	74
資料編	75
倶知安町子ども・子育て会議委員名簿	75
倶知安町子ども・子育て会議事務局名簿	75

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、本町においても平成27年度から令和元年度までを計画期間として「俱知安町子どもプラン」を策定しました。

本町では、この計画に基づき町内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきましたが、令和元年度に計画が終期を迎えることとなったため、制度改革や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第2期俱知安町子どもプラン」を策定します。

2 計画の位置付け

「第2期俱知安町子どもプラン」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定します。

■計画の法的根拠

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援行動計画 (努力義務)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備をめざす事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「俱知安町総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画

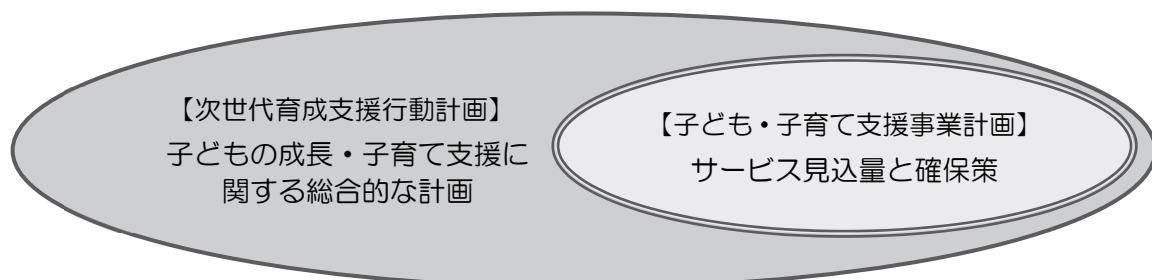


一体的に策定



第2期俱知安町子どもプラン

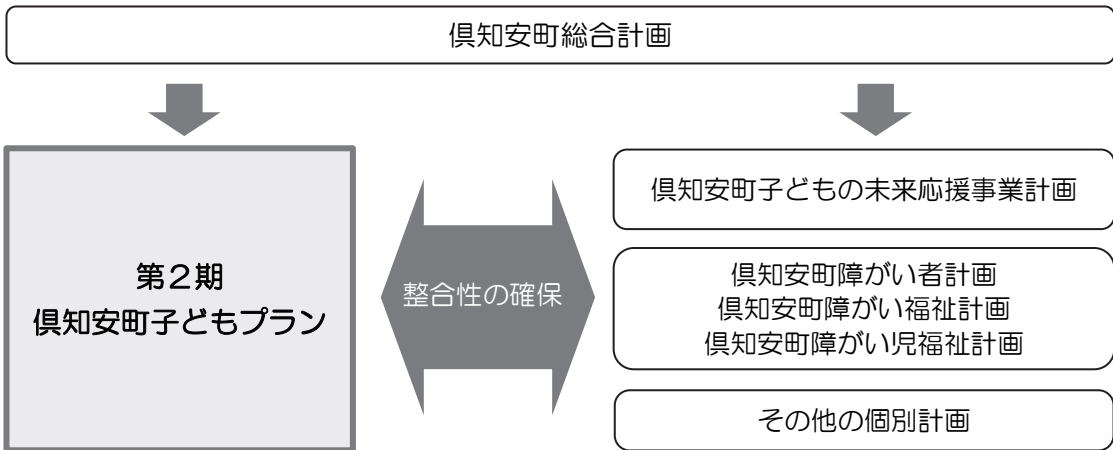
■「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」との関係



3 関連計画との関係

本計画は、「倶知安町総合計画」を上位計画とし、倶知安町における子ども・子育て分野の個別計画として、計画期間における子育て支援サービスの需給状況や子育て関連施策の推進を図るために策定するものです。

また、本計画の策定にあたっては、関連する個別計画との整合性に配慮します。



4 計画の期間

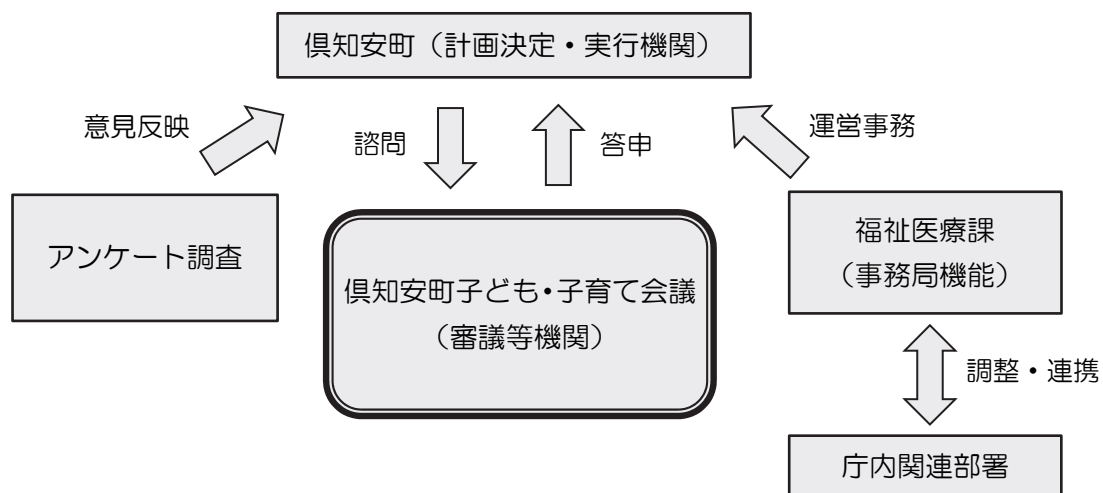
第2期倶知安町子どもプランの計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合もあります。

平成				令和					
27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
倶知安町子どもプラン									
				見直し	第2期倶知安町子どもプラン				
					必要に応じて見直し				

5 計画の策定体制

(1) 俱知安町子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「俱知安町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行いました。



(2) アンケート調査の実施

俱知安町の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、小学校就学前の子ども及び小学生の保護者を対象に実施し、計画の策定と今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

■調査の概要

調査対象	平成31年2月1日現在 俱知安町に在住する就学前児童及び小学生の保護者 ・就学前児童の保護者：703人 ・小学生の保護者：632人
調査期間	平成31年2月
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）

■回収結果

	配布数 (票)	回収数 (票)	白票 (票)	有効回収数 (票)	有効回収率 (%)
就学前児童の 保護者向け	703	356	0	356	50.6
小学生の 保護者向け	632	275	0	275	43.5
合 計	1,335	631	0	631	47.3

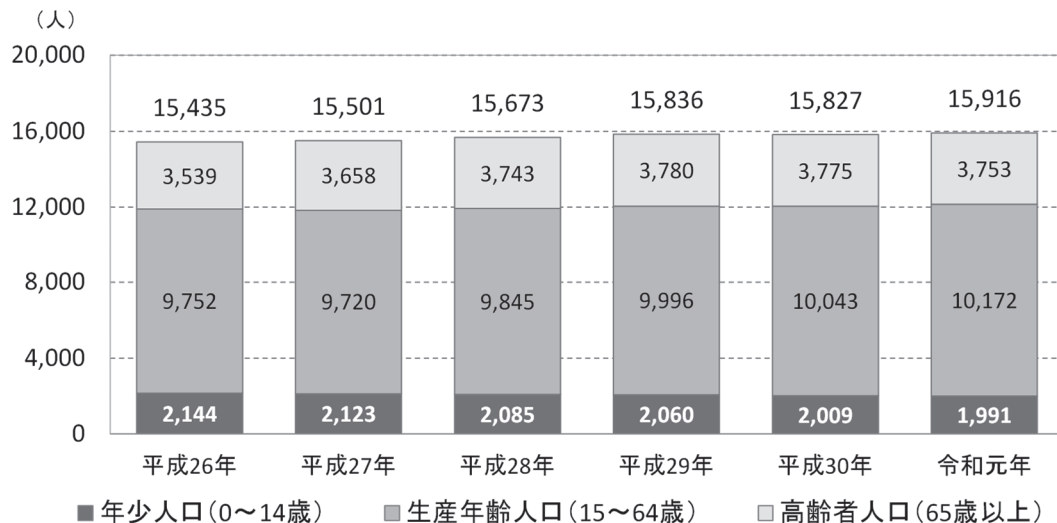
第2章 子どもと家庭等を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

(1) 総人口の推移

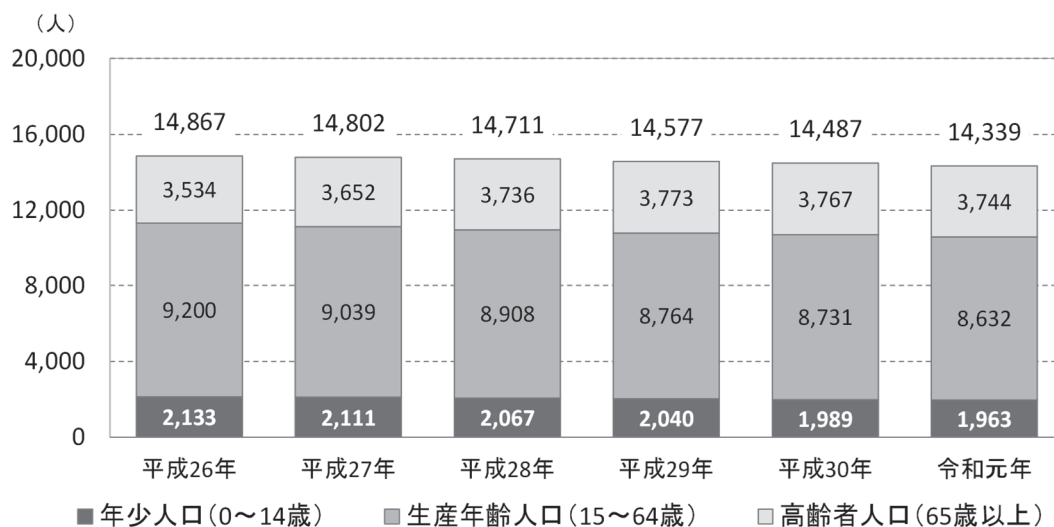
本町の外国人を含む総人口は、平成26年の15,435人からゆるやかに増加しており、令和元年には15,916人となっています。日本人のみの総人口をみると、平成26年の14,867人から減少が続いており、令和元年には14,339人で528人の減少となっています。特に生産年齢人口（15～64歳）の減少が大きく、令和元年は8,632人で平成26年と比べて568人（6.2%）の減少となっています。

■総人口（外国人を含む）の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■総人口（日本人のみ）の推移



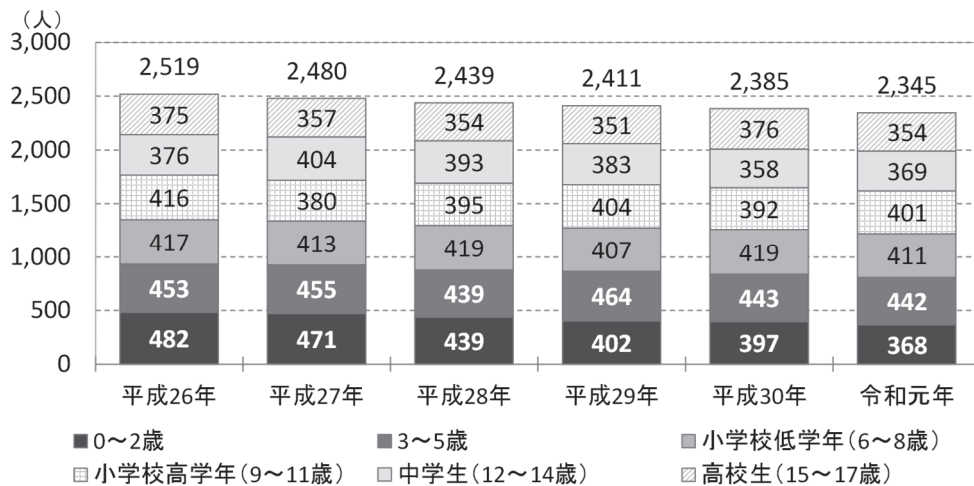
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 子どもの人口

本町の18歳未満の人口は年齢区分別にみると年によって増減がありますが、合計でみると平成26年から減少を続けています。

年齢区分別の人口の中では、「0～2歳」の人口の減少率が高く、平成26年の482人から令和元年には368人まで減少しており、114人（23.7%）の減少となっています。

■18歳未満人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 出生数等の推移

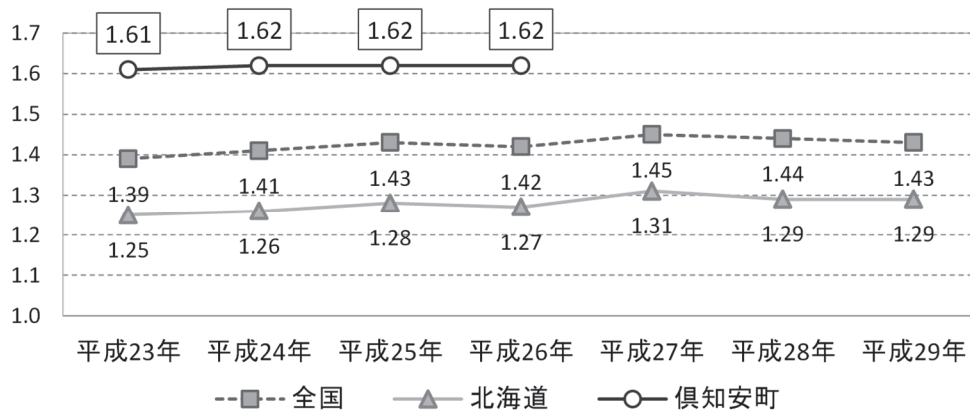
本町の出生数は年によりばらつきがあるものの、平成25年以降は減少傾向がみられます。また、本町の合計特殊出生率は、全国や北海道より高く推移しています。

■出生数等の推移

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出産 (人)	出生数	155	151	143	118	124	132
	死産	0	1	2	3	0	0
婚姻 (件)	婚姻件数	87	77	77	71	73	64
	離婚件数	26	21	20	23	23	15

資料：俱知安町

■合計特殊出生率の推移



資料：全国・北海道/人口動態統計、俱知安町/後志地域保健情報年報

(4) 世帯数と平均世帯人員の推移

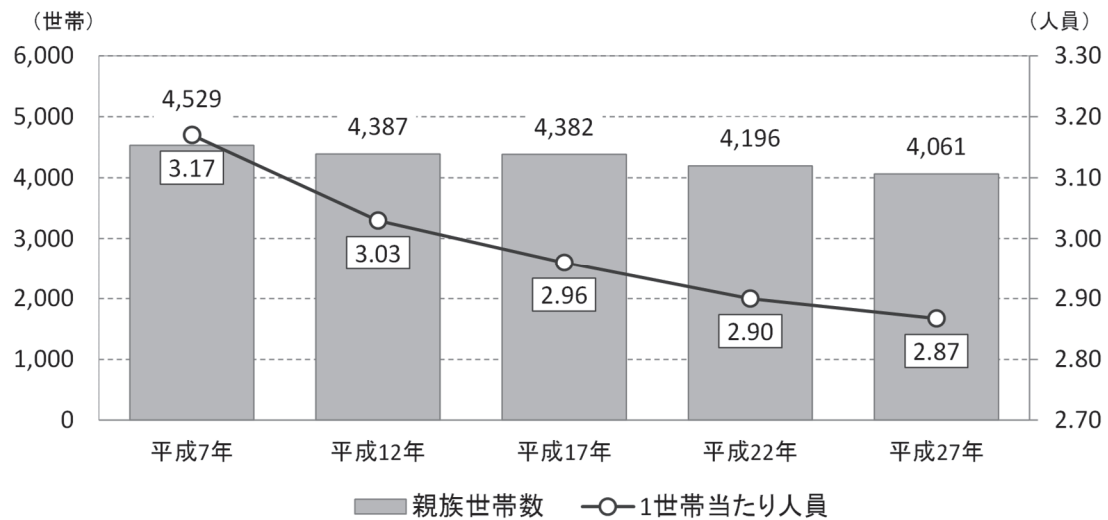
国勢調査から親族世帯の数と1世帯あたり人員をみると、ともに減少傾向にあり、世帯数の減少だけでなく、核家族化の進行もうかがえます。

■世帯数等の推移

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
親族世帯数	4,529	4,387	4,382	4,196	4,061
親族世帯人員	14,379	13,295	12,958	12,158	11,644
1 世帯あたり人員	3.17	3.03	2.96	2.90	2.87

資料：国勢調査

■親族世帯数・1 世帯あたり人員の推移



■国勢調査における世帯の種類の分類

世 帯	一般世帯	A：親族世帯	I：核家族世帯
			Ⅱ：その他の親族世帯
		B：非親族世帯	
		C：単独世帯	
	施設等の世帯		

(5) 子どものいる世帯の世帯類型

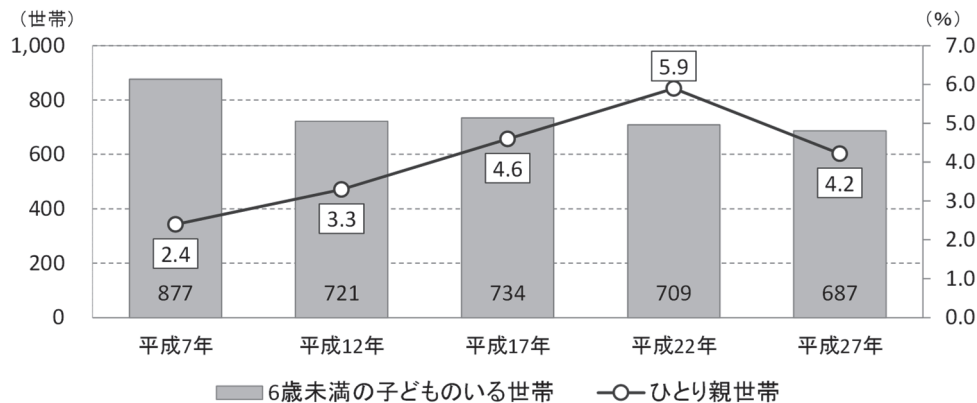
国勢調査から一般世帯（親族世帯）と子どものいる世帯をみると、ともに減少傾向にあります。また、その中で18歳未満の子どものいる世帯のひとり親世帯は、平成7年以降増加し続けており、平成27年度には161世帯（11.3%）となっています。

■世帯類型の推移（単位：世帯、%）

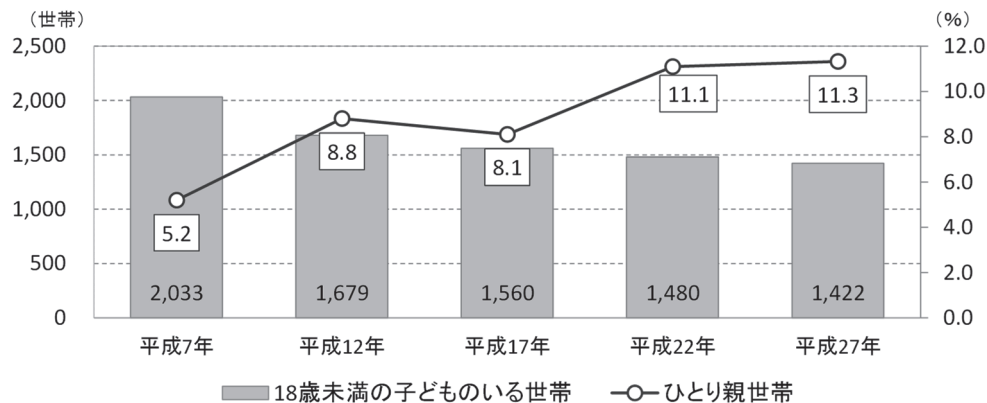
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数（親族世帯）（A）	4,529	4,387	4,382	4,196	4,061
6歳未満の子どものいる世帯（B）	877	721	734	709	687
B/A(%)	19.4	16.4	16.8	16.9	16.9
核家族世帯（a）	787	646	641	652	636
a/B(%)	89.7	89.6	87.3	92.0	92.6
ひとり親世帯（c）	21	24	34	42	29
c/B(%)	2.4	3.3	4.6	5.9	4.2
その他家族世帯（b）	90	75	93	57	51
b/B(%)	10.3	10.4	12.7	8.0	7.4
18歳未満の子どものいる世帯（C）	2,033	1,679	1,560	1,480	1,422
C/A(%)	44.9	38.3	35.6	35.3	35.0
核家族世帯（d）	1,678	1,416	1,312	1,303	1,264
d/C(%)	82.5	84.3	84.1	88.0	88.9
ひとり親世帯（f）	106	147	127	164	161
f/C(%)	5.2	8.8	8.1	11.1	11.3
その他家族世帯（e）	355	263	248	177	158
e/C(%)	17.5	15.7	15.9	12.0	11.1

資料：国勢調査

■6歳未満の子どものいる世帯等の推移



■18歳未満の子どものいる世帯等の推移

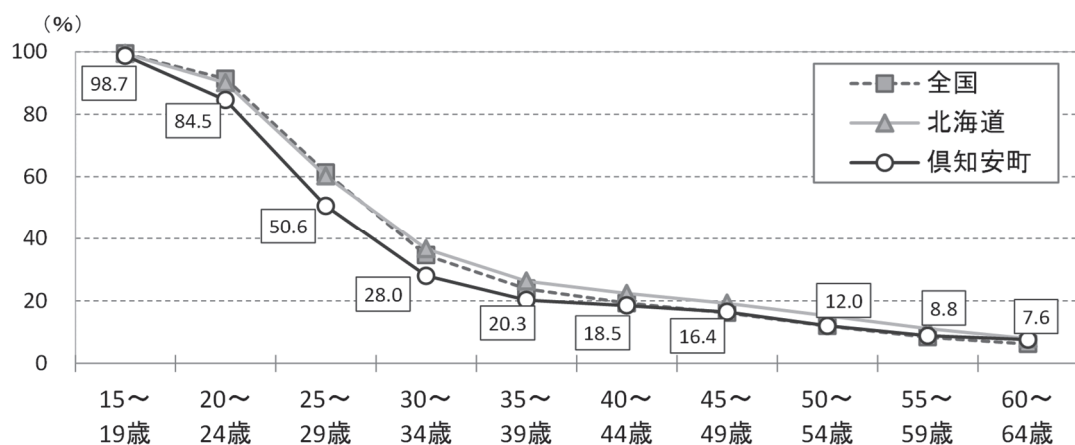


2 結婚・就業の状況

(1) 女性の未婚率

本町の女性の未婚率を全国・北海道と比較すると、ほぼすべての年齢で全国・北海道よりも低くなっており、特に「25～29歳」で低い状況です。

■女性の未婚率



資料：国勢調査（平成27年）

(2) 平均初婚年齢

北海道の平均初婚年齢は、全国より若干低い傾向ですが、夫、妻ともに年々上昇傾向にあります。

■平均初婚年齢の推移（単位：歳）

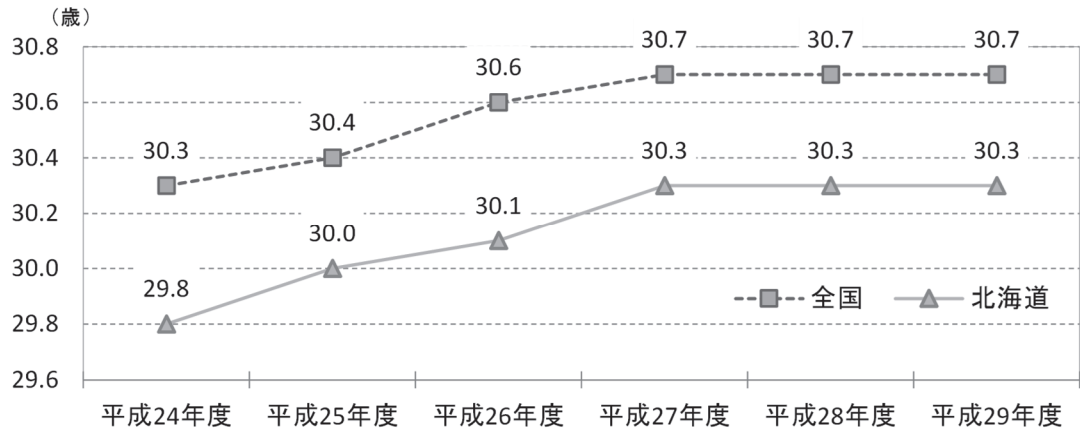
年	夫		妻	
	北海道	全国	北海道	全国
平成 22 年	30.1	30.5	28.7	28.8
平成 23 年	30.2	30.7	28.7	29.0
平成 24 年	30.4	30.8	29.0	29.2
平成 25 年	30.4	30.9	29.1	29.3
平成 26 年	30.7	31.1	29.2	29.4
平成 27 年	30.7	31.1	29.3	29.4
平成 28 年	30.7	31.1	29.4	29.4
平成 29 年	30.7	31.1	29.3	29.4

資料：人口動態統計

(3) 第1子出生時の母親の平均年齢

第1子出生時の母親の平均年齢は年々高くなっていますが、平成27年以降は全国平均が30.7歳、北海道平均が30.3歳で横ばいに推移しています。

■第1子出生時の母親の平均年齢

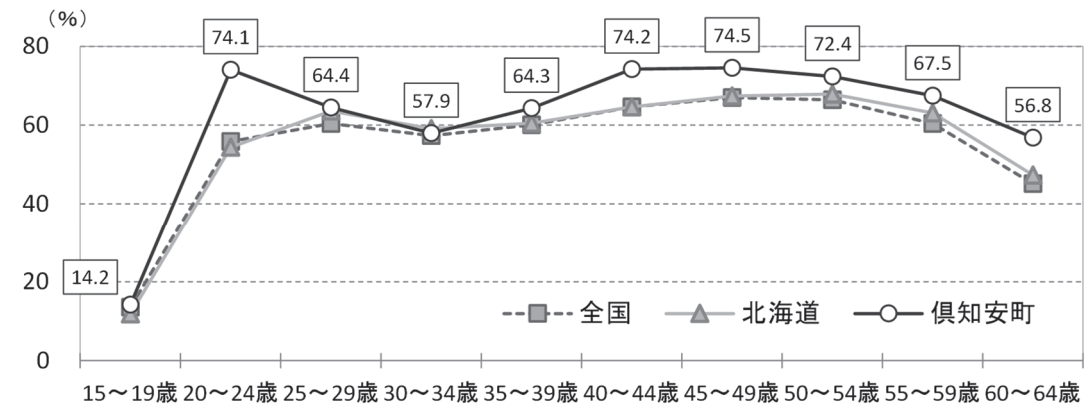


資料：人口動態統計

(4) 女性の就業状況

平成27年の国勢調査から本町の女性の就業率をみると、ほぼすべての年齢で全国・北海道を上回っており、特に「20～24歳」では約20ポイント高くなっています。

■女性の就業率



資料：国勢調査（平成27年）

3 子どもの教育・保育環境

(1) 保育施設（保育所・認定こども園）

令和元年における本町の保育施設は、認可保育所1箇所と民間事業者により運営されている認定こども園3箇所の合計4箇所設置されており、障がいのある子どもの受け入れも行っています。

入所児童数はいずれの年齢も増加傾向となっており、特に0～1歳児でその傾向が顕著となっています。

保育施設別の入所状況をみると、定員を超えて弾力的な受け入れを行っている施設もあり、合計でみると定員に対する充足率は100%を超えている状況です。

■入所児童数の推移

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
施設数（箇所）	3	3	3	4	4	4
定員数（人）	310	310	310	415	305	305
入所児童数（人）	207	217	216	269	307	298
0歳児	8	6	8	11	12	13
1歳児	34	39	36	44	49	55
2歳児	44	43	44	46	69	57
3歳児	43	44	44	54	43	56
4歳児	39	43	46	61	67	52
5歳児	39	42	38	53	67	65
障がい児 保育	実施 箇所数	2	2	2	3	1
	利用 児童数	3	3	4	5	1

資料：俱知安町（各年4月1日現在）

■保育施設の状況

区 分	定員	年齢区分（年間延人数）							月平均 人数	充足率 （％）
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
くっちゃん保育所 ぬくぬく	150	133	450	740	31	124	168	1,646	137	91.3
俱知安幼稚園 （保育部分）	105	70	144	143	391	503	467	1,718	143	136.2
藤幼稚園 （保育部分）	20	0	0	0	90	93	90	273	22	110.0
めぐみ幼稚園 （保育部分）	30	0	0	0	116	104	120	340	28	93.3
合 計	305	203	594	883	628	824	845	3,977	331	108.5

資料：俱知安町（平成30年4月1日現在）

(2) 教育施設（幼稚園・認定こども園）

本町には民間事業者により運営されている認定こども園が3箇所あり、その教育部分での受け入れ人数は年々減少している状況です。

教育施設別の受け入れ状況をみると、定員を超えて受け入れている施設がありますが、合計でみると定員に対して85.2%の充足率となっています。

■児童数の推移

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
3歳児 年少	110	126	102	87	63	83
4歳児 年中	131	107	99	74	78	65
5歳児 年長	114	131	82	88	76	72
合 計	355	364	283	249	217	220

資料：俱知安町（各年5月1日現在）

■教育施設の状況

区 分	定員	年齢区分（年間延人数）				月平均 人数	充足率 (%)
		3歳	4歳	5歳	合計		
俱知安幼稚園（教育部分）	105	537	442	396	1,375	114	108.6
藤幼稚園（教育部分）	140	410	364	390	1,164	97	69.3
めぐみ幼稚園（教育部分）	60	202	169	219	590	49	81.7
合 計	305	1,149	975	1,005	3,129	260	85.2

資料：俱知安町（平成30年4月1日現在）

(3) 児童生徒の状況

本町の小学校・中学校の状況は次の表のとおりです。

■児童生徒数等の推移

区 分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
小 学 校	学校数	5	5	5	5	5	5
	分校	1	1	1	1	1	1
	学級数	48	48	45	45	46	48
	複式	2	2	3	3	3	3
	特別支援	13	14	13	13	12	13
	児童数	845	798	821	811	812	815
	教員数	89	82	80	83	81	79
中 学 校	学校数	1	1	1	1	1	1
	学級数	15	16	16	15	15	15
	特別支援	3	3	4	2	3	3
	生徒数	376	401	388	381	350	359
	教員数	33	32	29	27	26	31

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

4 子育て支援サービス

(1) 子育て支援センター

本町では、平成18年6月から南児童館に子育て支援センターを併設していましたが、平成30年度より「くっちゃん保育所ぬくぬく」内に子育て支援センターを移転しました。

子育て支援センターでは、子育て支援に関する相談や助言を行うとともに、親子で一緒に遊びを体験する「遊びの広場」を開催しているほか、親同士の交流の場を提供するなど育児不安や負担感の解消、地域における総合的な子育て支援を行っています。

■子育て支援センターの利用状況

区 分			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
遊びの広場	あいあい	開催回数(回)	10	10	10	10	10
		延参加人数(人)	193	267	287	281	290
	きらきら	開催回数(回)	10	10	10	10	10
		延参加人数(人)	213	286	308	287	295
	のびのび	開催回数(回)	10	10	10	10	10
		延参加人数(人)	180	265	267	333	322

資料：倶知安町

■母親クラブ（サークル）の活動状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
クラブ数	2	0	0	0	0	0

資料：倶知安町

(2) 児童館運営事業

児童館は、児童に健全な遊び場を与え、生活指導等を通じて情操の涵養を図り、健康にして明朗な児童の育成を図ることを目的として、町内に南児童館と北児童館の2箇所を設置しています。

平成26年度以降、南児童館、北児童館ともに年間延利用人数は増加傾向となっています。

■児童館の状況

区 分			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童館	児童支援員	南児童館	2	2	2	2	2
		北児童館	2	2	2	2	2
	年間延利用 人数※	南児童館	5,999	9,633	11,338	12,071	840
		北児童館	4,747	5,519	5,438	5,764	6,413

※年間延利用人数：南児童館は平成29年度まで子育て支援センターの利用人数を含みます。

北児童館は放課後児童クラブの利用者数を含みます。

資料：倶知安町

(3) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、児童館や学校の余裕教室を利用して、昼間保護者が家庭にいない小学校低学年の児童の健全育成を登録制で行っています。

対象児童数はおおむね減少傾向にあるものの在籍者数は増加しており、令和元年は対象となる低学年の児童のうち半数を超える51.1%が利用登録を行っています。

■放課後児童クラブの状況

区 分		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年
児童クラブ数		4	4	4	4	4	4
対象児童数 (人)	低学年	427	413	419	407	419	411
	高学年	418	380	395	404	392	401
在 籍 者 数 (人)	低学年	174	163	175	182	204	210
	高学年	2	1	1	1	4	1
在 籍 割 合 (%)	低学年	40.7	39.5	41.8	44.7	48.7	51.1
	高学年	0.5	0.3	0.3	0.2	1.0	0.2

資料：俱知安町（各年4月1日現在）

■放課後児童クラブ実施場所等

施設名		俱知安小学校	北児童館	東小学校	西小学校
開設時間	平 日	下校時～ 18 時 00 分	下校時～ 18 時 00 分	下校時～ 18 時 00 分	下校時～ 18 時 00 分
	土曜日	9 時～ 17 時 30 分	9 時～ 17 時 30 分	9 時～ 17 時 30 分	9 時～ 17 時 30 分
	長期休業	8 時～ 18 時 00 分	8 時～ 18 時 00 分	8 時～ 18 時 00 分	8 時～ 18 時 00 分
障がい児童受入数(人)	平成 26 年	3	0	2	2
	平成 27 年	0	0	0	0
	平成 28 年	0	0	0	2
	平成 29 年	2	0	2	1
	平成 30 年	2	1	1	2

資料：俱知安町

5 子育て環境の整備状況

(1) 子ども・子育てのための社会資源・地域組織活動

■子ども・子育てのための社会資源・地域組織活動

	活動及び団体等	活動内容	担当課
施設	子育て支援センター	- 子育て相談事業 - 親同士の情報交換の場 - 情報の提供 - 子育てサークル育成・支援事業	福祉医療課
	保育所	- 通常保育 - 特別保育	福祉医療課
	認定こども園（私立）	- 通常保育 - 特別保育 - 幼児教育 - 預かり保育	福祉医療課
	児童館	- 子どもの遊び場 - 親同士の情報交換の場 - 放課後児童クラブ	福祉医療課
	発達支援センター	- 児童発達支援 - 放課後等デイサービス - 発達支援事業	福祉医療課
人材	民生委員・児童委員（主任児童委員）	- 子どもをめぐる様々な問題についての相談活動 - 行政機関とのパイプ役 - 地域のネットワークづくり	福祉医療課
	食生活改善推進員	- 食生活を通じ健康づくり及び生活習慣病予防のため - に活躍	福祉医療課
団体	社会福祉協議会	- 障害者及び福祉団体等の活動支援 - 在宅福祉サービス - 心配ごと相談 - ボランティアセンター機能	福祉医療課
	老人クラブ連合会	- 健康づくり - スポーツ・趣味・文化などのサークル活動 - 世代交流等 - 伝承活動 - レクリエーション活動 - 防犯パトロール	福祉医療課
	自治会	地域での清掃活動等	住民環境課
	読み聞かせの会「ぐりとぐら」	絵本の読み聞かせ	教育委員会 社会教育課

■民生委員児童委員等数

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
民生委員児童委員数（人）	46	44	44	41	41
主任児童委員数（人）	3	3	3	3	3

資料：俱知安町

(2) 公園の整備状況

町内の公園の整備状況は次の表のとおりです。

■公園の整備状況（平成31年4月1日現在）

公園名	所在地	遊具	砂場	ベンチ	水のみ場	トイレ	その他
どんぐり公園	倶知安町南 1 条東 2 丁目 2 番地 4 外	○	○	○	○	○	噴水、戦没者慰霊碑
しらかば公園	倶知安町北 4 条東 1 丁目 3 番地 1 外	○		○			
みどり公園	倶知安町北 4 条西 2 丁目 10 番地 1	○		○			
しらゆき公園	倶知安町南 4 条西 2 丁目 2 番地 68 外	○	○	○	○	○	花壇、外周柵
あかしや公園	倶知安町南 2 条西 2 丁目 17 番地	○		○			防災無線、駐車場
さくら公園	倶知安町南 8 条西 2 丁目 1 番地		○	○	○	○	ゲートボール場、ソフトボール場、開拓記念碑、防災無線
ちびっこ公園	倶知安町北 3 条東 4 丁目 2 番地 7 外	○					
レルヒ記念公園	倶知安町南 11 条東 1 丁目 34 番地 2 外	○		○	○	○	花壇、レルヒ中佐像、駐車場
六郷鉄道記念公園	倶知安町北 4 条東 8 丁目 27 番地 1 外	○	○	○	○	○	花壇、四阿、ゲートボール場、踏切、客車等
旭ヶ丘公園	倶知安町字旭 37 番地 1 外	○	○	○	○	○	わんぱく広場、キャンプ場、野球場 外
中央公園	倶知安町南 3 条東 4 丁目 1 番地 26 外				○		ヘリポート
百年の森公園	倶知安町字八幡 445 番地					○	こうもり小屋、駐車場、管理棟
駅前公園	倶知安町北 3 条西 4 丁目 3 番地 4			○	○		自転車置き場、駐車場、パーゴラ、噴水、昴の像 外

6 子ども・子育てをめぐる問題の動向

(1) 児童虐待相談対応件数

児童虐待の相談件数は全国的に増加しており、心理的虐待に係る相談対応件数の増加や警察等からの通告の増加が主な要因となっています。

本町及び後志総合振興局管内においても児童虐待相談対応件数は増加傾向がみられる状況です。

■児童虐待相談対応件数（倶知安町／単位：件）

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
身体的虐待	3	3	0	2	1
保護の怠慢	3	2	0	3	3
性的虐待	0	0	1	0	0
心理的虐待	2	4	2	6	9
倶知安町 合計	8	9	3	11	13
後志総合振興局管内 合計	87	123	158	181	195
全国 合計	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850

資料：倶知安町及び後志管内は北海道中央児童相談所、全国は厚生労働省（平成30年度は速報値）

(2) 不登校等の状況

平成26年度の不登校件数は7件でしたが、平成28年度及び平成30年度は17件と多くなっています。子どもの事故被害件数は平成26年の14件から減少傾向がみられ、平成30年度は5件の状況です。

「スクールカウンセラー」の相談件数は年度によって変動がある状況にありますが、平成26年度以降では平成29年度の186件が最も多くなっています。

■不登校等の件数（単位：件）

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
不登校件数	7	11	17	14	17
子どもの事故被害件数	14	8	5	2	5
うち交通事故件数	0	0	1	0	1
「スクールカウンセラー」 相談件数	163	138	72	186	62

資料：倶知安町教育委員会

7 母子保健事業

(1) 定期健康診査の受診状況

乳幼児健診は乳児健診、1歳6か月健診、3歳児健診を実施しており、それぞれの健診でおおむね100%に近い受診率で推移しています。妊婦健診の受診者数は実人数、延人数ともに減少傾向がみられる状況です。

また、乳幼児歯科健診は1歳6か月児と3歳児で実施しており、平成26年度と比べてう歯罹患率は減少傾向がみられます。

■定期健康診査の受診状況

区 分		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
乳児健診	対象者数(人)	611	634	244	243	263
	受診者数(人)	585	605	241	237	243
	受 診 率 (%)	95.7	95.4	98.8	97.5	92.4
1歳6か月 健診	対象者数(人)	187	187	117	131	127
	受診者数(人)	184	184	118	129	125
	受 診 率 (%)	98.4	98.4	100.9	98.5	98.4
3歳児 健診	対象者数(人)	168	168	117	135	162
	受診者数(人)	168	171	121	127	159
	受 診 率 (%)	100.0	101.8	103.4	94.1	98.1
妊婦健診	実 人 数 (人)	247	211	193	217	201
	延 人 数 (人)	1,815	1,590	1,395	1,431	1,496

■乳幼児歯科健康診査の実施状況

区 分		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
1歳6か月	受診者数(人)	181	143	152	130	123
	う 歯 有 り (人)	5	1	0	1	1
	罹 患 率 (%)	2.8	0.7	0.0	0.8	0.8
3歳児	受診者数(人)	164	161	154	129	162
	う 歯 有 り (人)	21	22	24	12	18
	罹 患 率 (%)	12.8	13.7	15.6	9.3	11.1

(2) 母子健康相談等の状況

本町では、子育て支援に向けた各種相談や教室等の事業を実施しています。事業の中では、育児不安早期把握事業は開催回数を増やしており、延参加人数も大きく伸びています。

■相談・指導等の実施状況

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊婦健康相談 (母子手帳交付時面接)	開 催 回 数	170	134	143	137	139
	延参加人数	170	134	143	137	139
母親学級	開 催 回 数	15	15	10	15	12
	延参加人数	96	85	68	83	84
離乳食教室	開 催 回 数	18	18	16	18	17
	延参加人数	129	114	111	110	132
幼児食教室	開 催 回 数	4	3	2	3	3
	延参加人数	39	29	26	33	25
育児不安早期把握事業	開 催 回 数	24	24	41	48	48
	延参加人数	134	155	153	212	250
子育て講座	開 催 回 数	2	0	2	2	2
	延参加人数	25	0	20	29	35

(3) 子ども医療費助成制度の状況

本町では0歳から中学生までの子どもを対象に医療費の助成を行っており、平成30年度からは北海道内すべての医療機関へ利用範囲が拡大されました。

平成26年度の以降支給状況をみると、支給額にばらつきはありますが、1件あたりの平均額は2,200円前後が多い状況です。

■子ども医療費助成制度の支給状況

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受給者証交付件数	1,054	2,045	2,021	1,994	1,996
医療費支給件数	9,541	13,486	21,121	17,397	15,201
	入 院	214	230	218	208
通 院	9,327	13,256	20,847	17,179	14,993
支給額（千円）	21,205	30,952	38,898	40,959	33,659
1件あたり平均額（円）	2,226	2,295	1,842	2,354	2,214

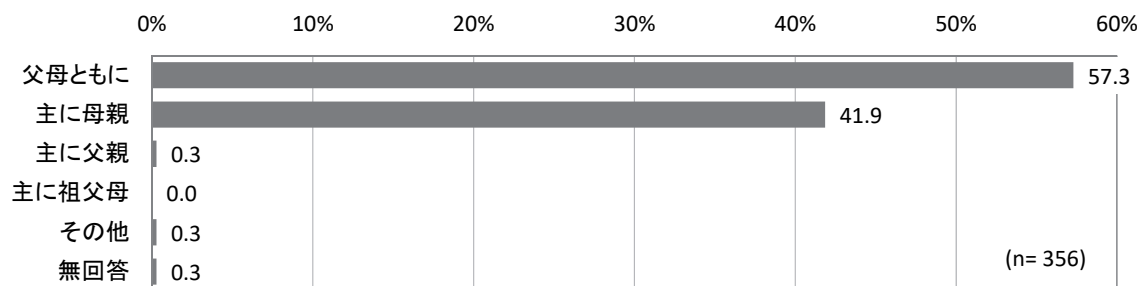
8 アンケート調査結果

(1) 主に子育てを行っている人

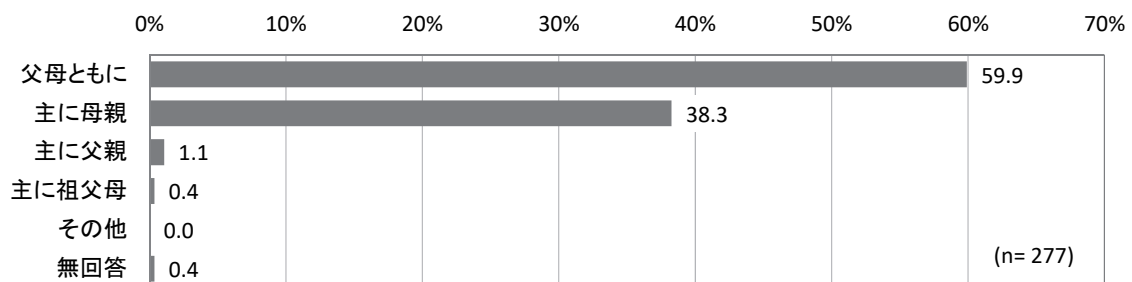
就学前児童の保護者で主に子育てを行っている人は、「父母ともに」が57.3%で最も多く、次いで「主に母親」(41.9%)で続いています。

また、小学生の保護者も「父母ともに」が59.9%で最も多く、次いで「主に母親」(38.3%)で続いています。

《就学前児童の保護者》



《小学生児童の保護者》

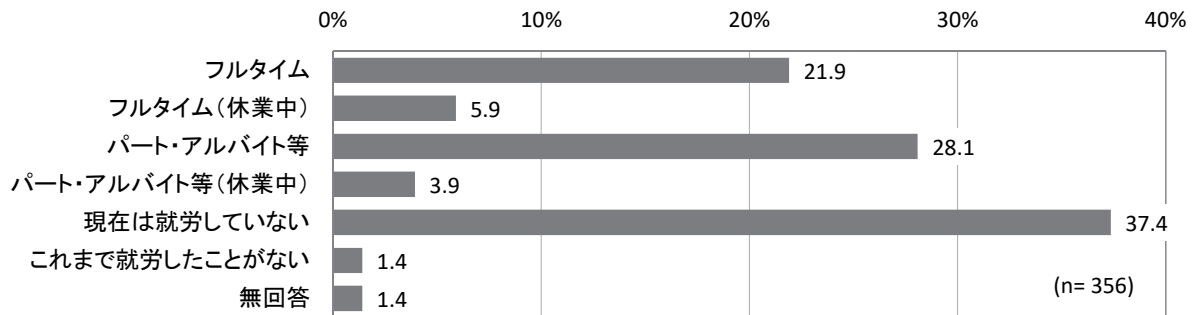


(2) 母親の就労状況

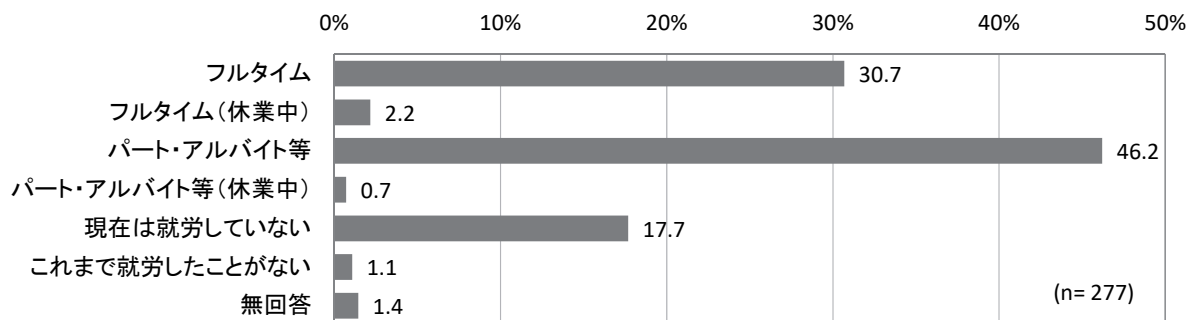
就学前児童の母親の就労状況は、「現在は就労していない」が37.4%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等」(28.1%)、「フルタイム」(21.9%)が続いています。

小学生の母親は「パート・アルバイト等」が46.2%で最も多く、次いで「フルタイム」(30.7%)、「現在は就労していない」(17.7%)が続いています。

《就学前児童の保護者》



《小学生児童の保護者》

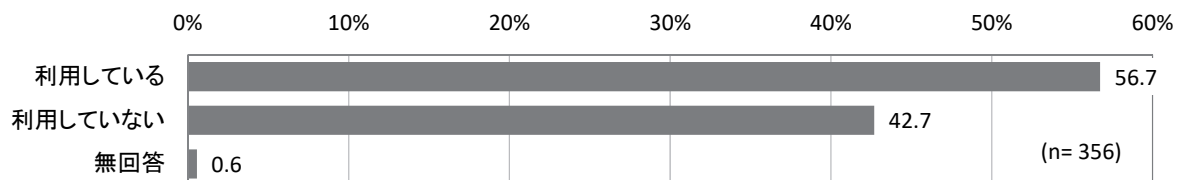


(3) 現在の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

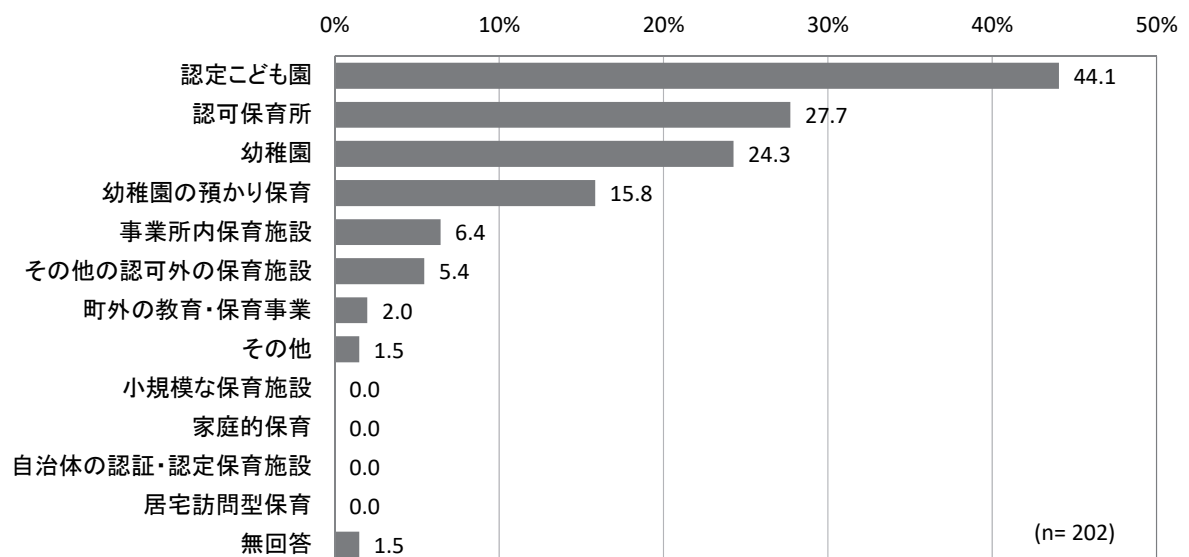
現在、平日の定期的な教育・保育施設を「利用している」人は56.7%となっています。

また、利用している教育・保育施設の中では、「認定こども園」が44.1%で最も多く、次いで「認可保育所」（27.7%）、「幼稚園」（24.3%）が続いています。

《平日の定期的な教育・保育事業の利用有無》

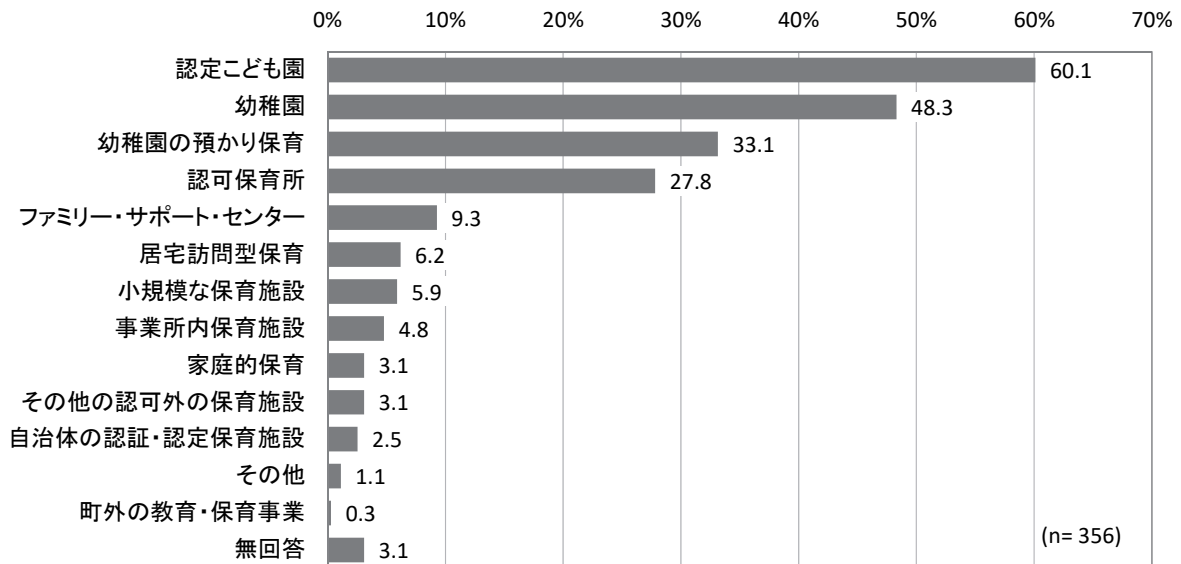


《利用している教育・保育事業の種類（複数回答）》



(4) 平日の教育・保育サービスの利用意向（就学前児童）

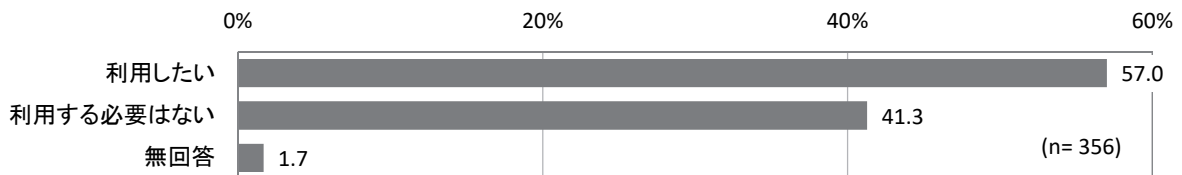
今後、定期的に利用したい教育・保育施設の種類の、「認定こども園」が60.1%で最も多く、次いで「幼稚園」（48.3%）、「幼稚園の預かり保育」（33.1%）、「認可保育所」（27.8%）が続いています。



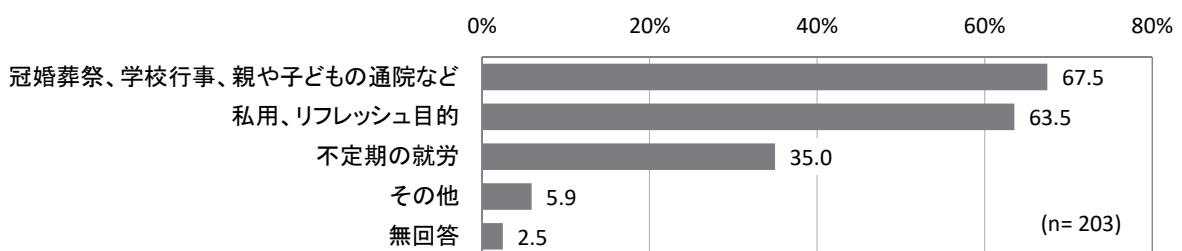
(5) 一時預かり等の利用意向（就学前児童）

今後の一時預かり等を「利用したい」人は57.0%おり、利用する理由としては、「冠婚葬祭、学校行事、親や子どもの通院など」（67.5%）、「私用、リフレッシュ目的」（63.5%）が多くなっています。

《一時預かり等の利用意向》



《一時預かり等を利用する理由》

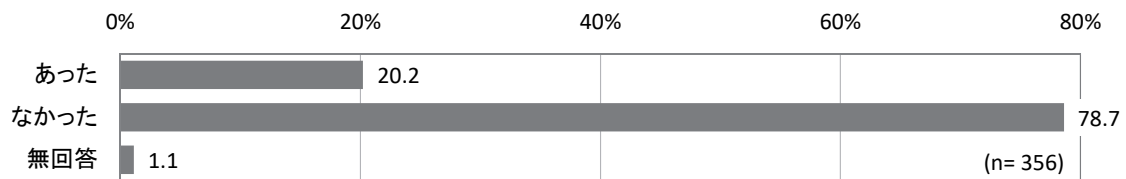


(6) 子育て短期支援事業の利用状況（就学前児童）

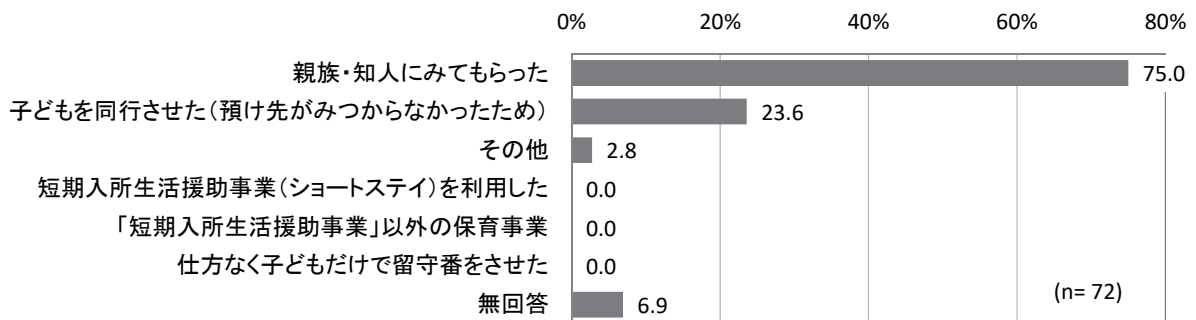
子どもを泊まりがけで預けなければいけないことがあった人は20.2%で、その際の対処方法は、「親族・知人にみてもらった」が75.0%を占め、「子どもを同行させた（預け先がみつからなかったため）」（23.6%）が続いています。

また、「短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した」「短期入所生活援助事業以外の保育事業」の回答はありませんでした。

《子どもを泊まりがけで預けなければいけないことがあったか》



《子どもを泊まりがけで預けなければいけないときの対応》

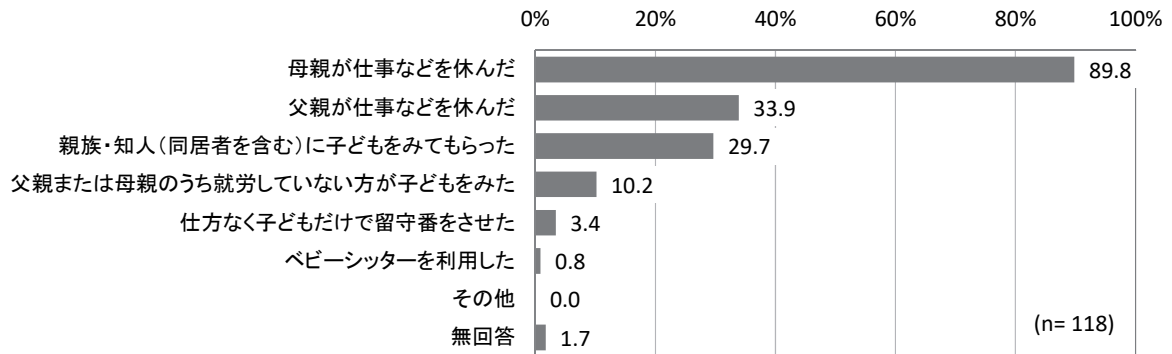


(7) 病児・病後児保育の利用意向（就学前児童）

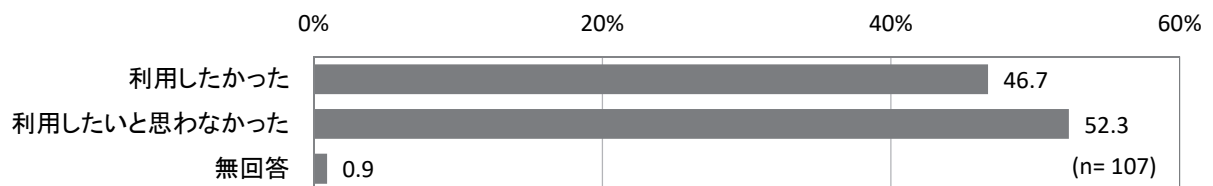
子どもが病気やケガのときに幼稚園・保育所等を利用できなかったことがあった人の対処方法は、「母親が仕事などを休んだ」が89.8%で最も多く、次いで「父親が仕事などを休んだ」(33.9%)が続いています。

また、父親・母親が仕事などを休んだと回答した人に、今後、病児・病後保育の利用意向をたずねたところ「利用したかった」は46.7%となっています。

《子どもが病気やケガのときの対処方法》



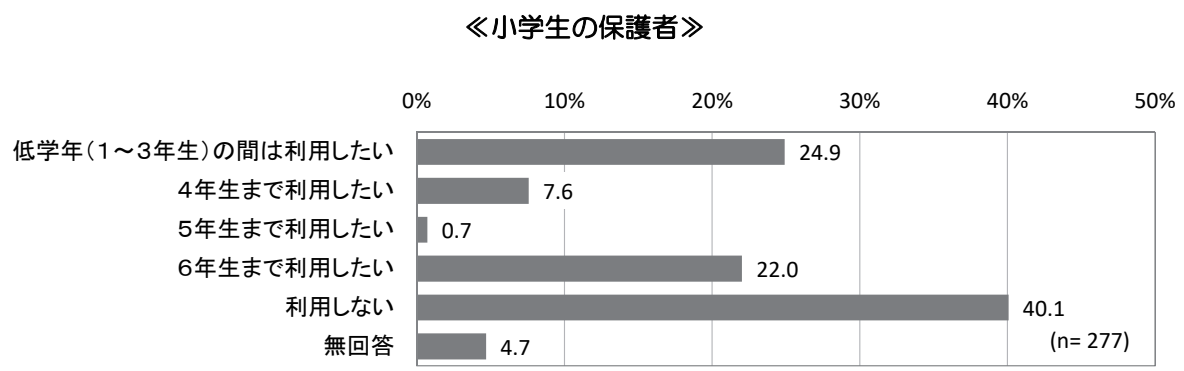
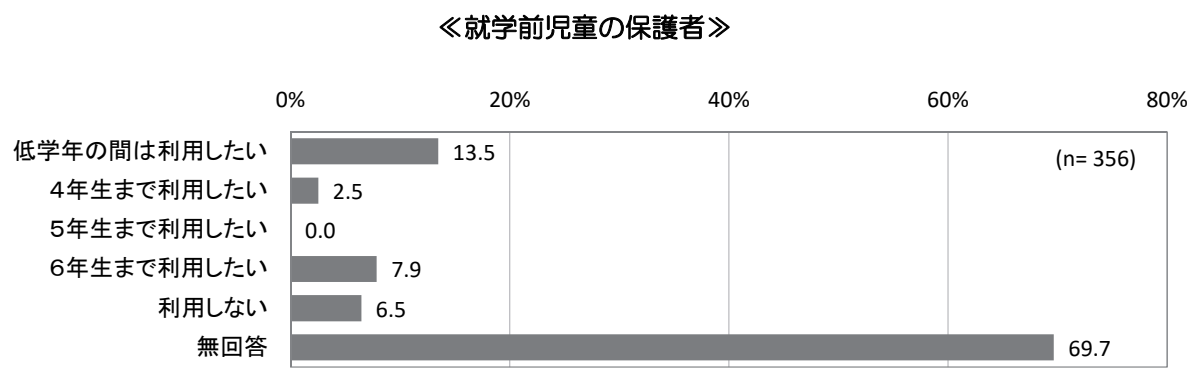
《病児・病後保育の利用意向》



(8)「放課後児童クラブ」の利用意向について

就学前児童の保護者に平日の「放課後児童クラブ」の利用意向をたずねたところ、「低学年の間は利用したい」が13.5%で最も多く、次いで「6年生まで利用したい」（7.9%）が続いています。

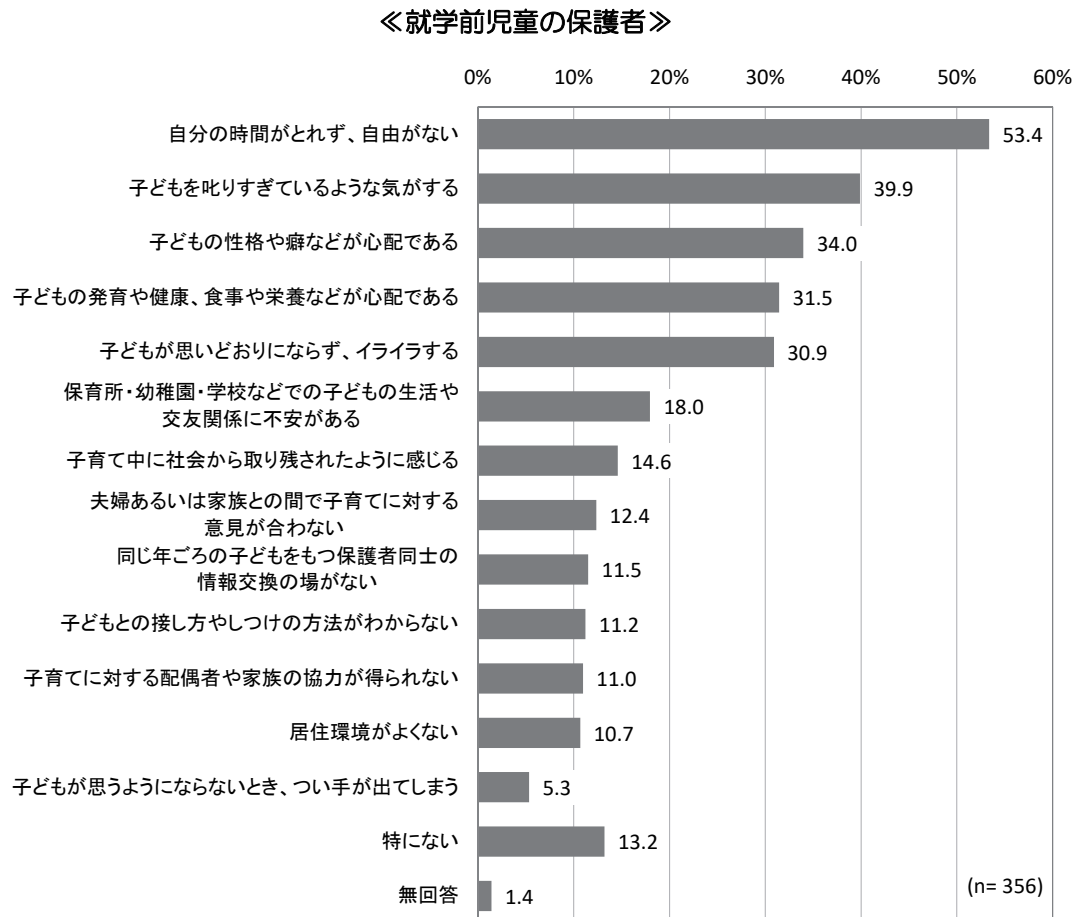
また、小学生の保護者も「低学年の間は利用したい」が24.9%で最も多く、次いで「6年生まで利用したい」（22.0%）となっています。



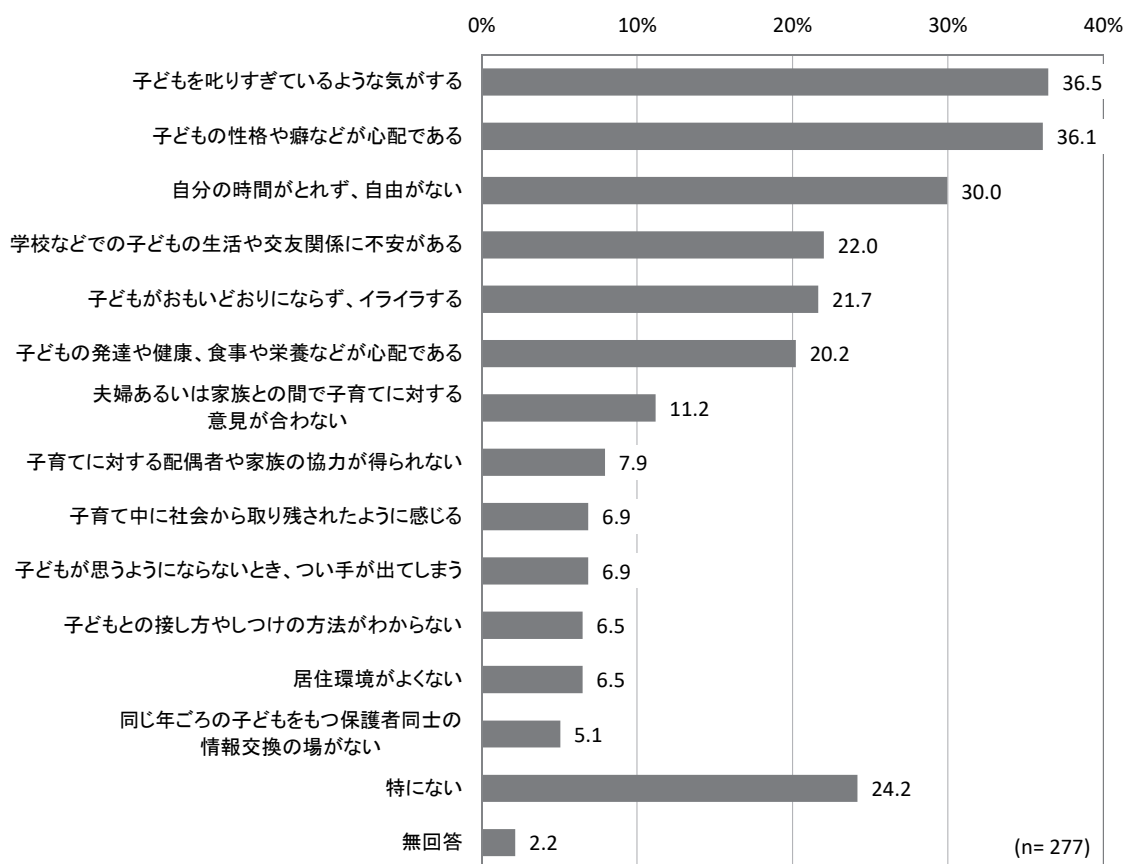
(9) 子育てをする上で感じること

就学前児童の保護者が子育てをする上で感じることは、「自分の時間がとれず、自由がない」が53.4%で最も多く、半数以上を占めています。

小学生の保護者は、「子どもを叱りすぎているような気がする」(36.5%)、「子どもの性格や癖などが心配である」(36.1%)が上位回答となっています。



《小学生の保護者》

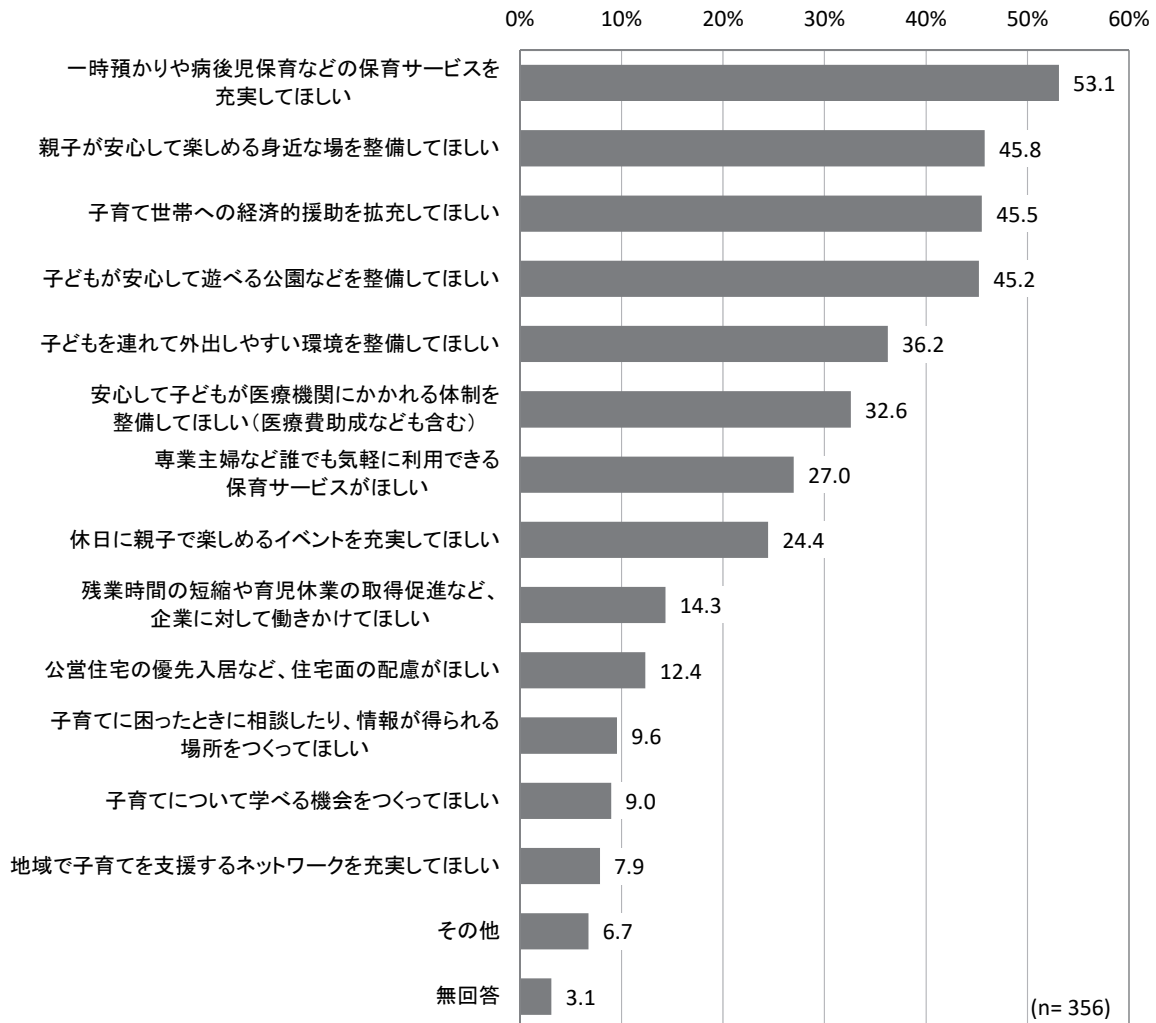


(10) 町に充実を図ってほしい子育て支援

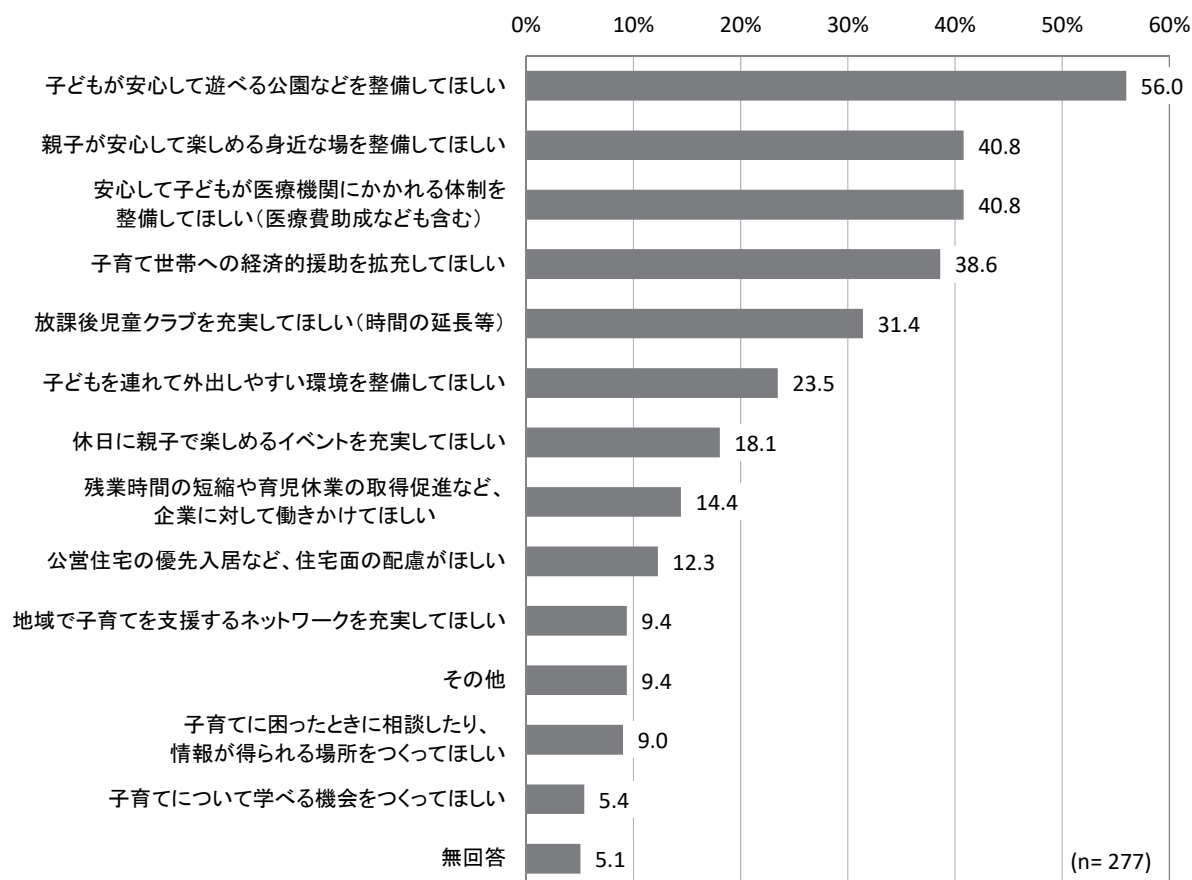
就学前児童の保護者が、町に充実を図ってほしい子育て支援は「一時預かりや病後児保育などの保育サービスを充実してほしい」が53.1%で最も多くなっています。

また、小学生の保護者は「子どもが安心して遊べる公園などを整備してほしい」（56.0%）が最も多くなっています。

《就学前児童の保護者》



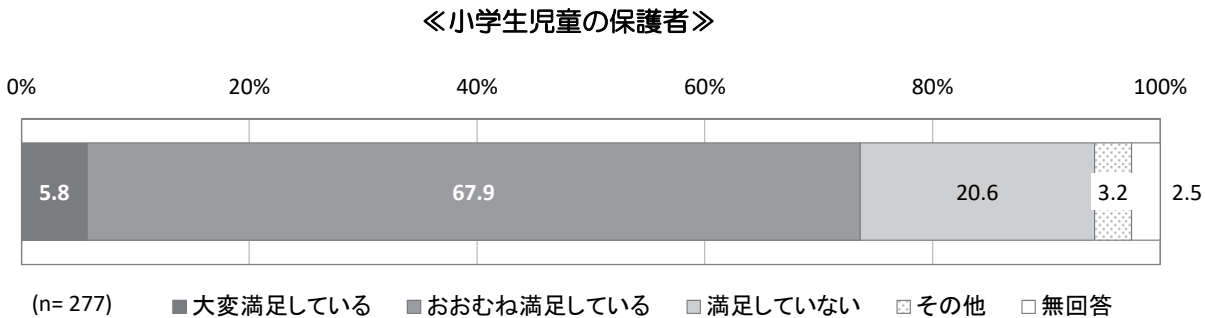
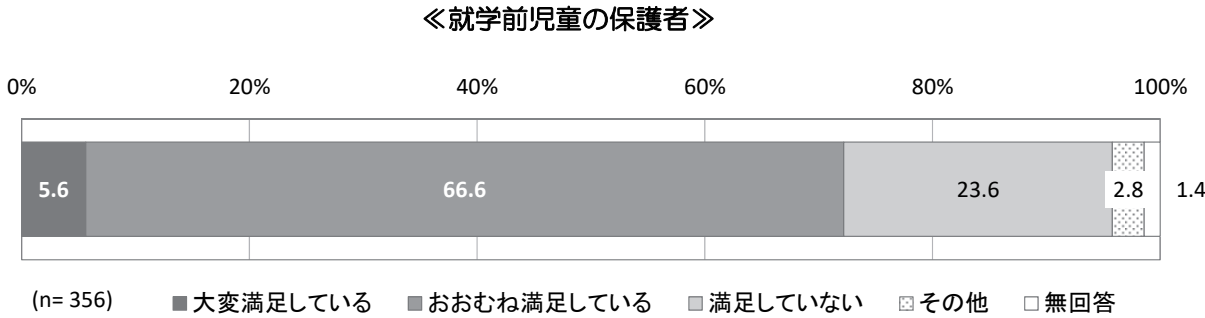
《小学生の保護者》



(11) 子育て環境の満足度

就学前児童の保護者に現在のお住まいが子育てしやすい環境かたずねたところ、「大変満足している」（5.6%）、「おおむね満足している」（66.6%）の合計が72.2%となっています。

小学生児童の保護者は「大変満足している」（5.8%）、「おおむね満足している」（67.9%）の合計が73.6%となっており、どちらも満足度は非常に高い状況です。

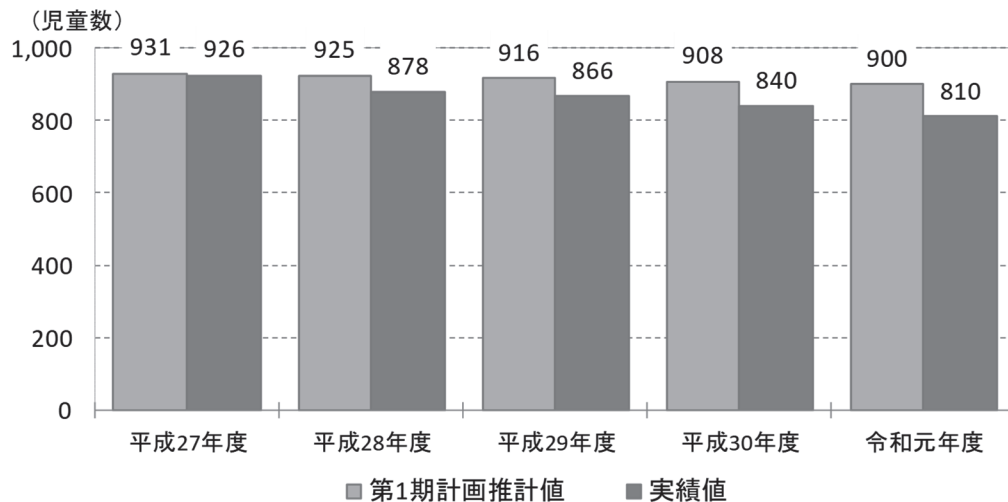


第3章 第1期計画の実施状況

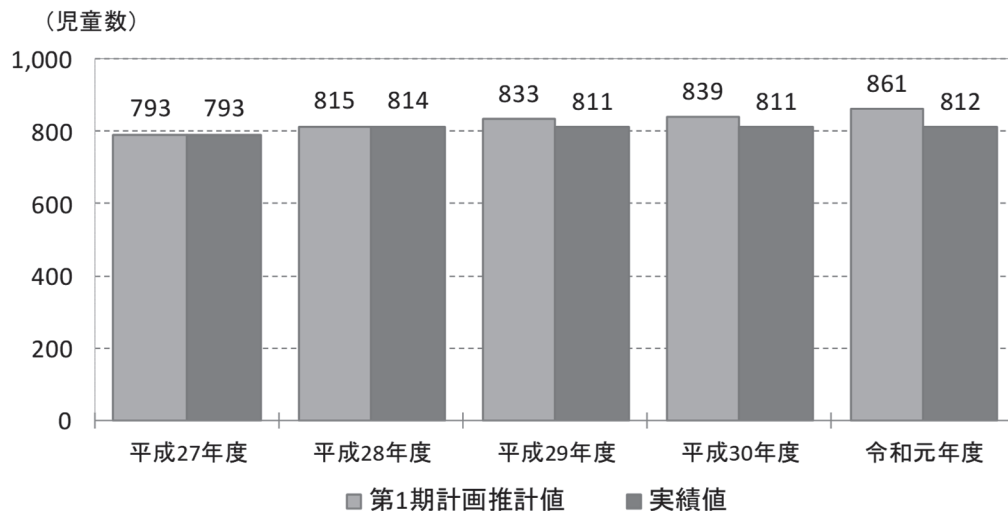
1 児童数の状況

俱知安町子ども・子育て支援事業計画で推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童、小学生児童ともに、平成27年度以降、実績が推計値を下回って推移しています。

■就学前児童数の推移



■小学生児童数の推移



2 教育・保育事業の状況

(1) 1号認定（3歳以上／幼稚園・認定こども園）

平成27年度は実績が量の見込みを大きく上回っていましたが、年々実績は減少し、平成29年度以降は量の見込みを下回る利用実績となりました。

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人	275	283	279	277	271
	確保方策		310	310	310	305	305
実 績				364	283	249	217

※実績は各年4月1日現在

(2) 2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）

平成27年度は実績が量の見込みを大きく下回っていましたが、平成29年度から実績が大きく伸び、令和元年度は量の見込みをやや上回る利用実績となりました。

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人	175	180	177	176	173
	確保方策		212	212	212	179	179
実 績				129	129	169	179

※実績は各年4月1日現在

(3) 3号認定（3歳未満／保育所・認定こども園）

0歳、1・2歳ともに実績は年々増加しました。0歳は量の見込みを下回って推移しましたが、1・2歳は平成29年度から量の見込みを上回る利用実績で推移しました。

①0歳

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人	21	21	21	21	21
	確保方策		8	8	8	24	24
実 績				6	8	11	13

※実績は各年3月末現在

②1・2歳

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人	94	88	87	86	87
	確保方策		90	90	90	102	102
実 績				82	80	92	120

※実績は各年4月1日現在

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

区 分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
確保方策	箇所数	0	1	1	1	1
実 績		0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計画	量の見込み	延利用人数	8,352	7,992	7,956	7,872	7,908
	確保方策	実施箇所	1	1	1	1	1
実績		延利用人数	9,633	11,338	12,071	13,674	—

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計画	量の見込み	延人数	1,900	1,700	1,770	1,900	1,700
	確保方策		1,900	1,700	1,770	1,900	1,700
実 績			1,590	1,395	1,431	1,496	－

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計画	量の見込み	訪問件数	142	145	145	143	142
	確保方策		142	145	145	143	142
実 績			159	120	114	136	－

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計画	量の見込み	訪問件数	20	20	20	20	20
	確保方策		20	20	20	20	20
実 績			17	15	13	15	－

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計画	量の見込み	延利用人数	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	—

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計画	量の見込み	延利用人数	69	72	73	75	77
	確保方策		0	0	0	0	80
実 績			0	0	0	0	－

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■幼稚園における預かり保育

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計画	量の見込み	延利用日数	3,706	3,797	3,751	3,732	3,666
	確保方策		8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
実 績			0	15,763	12,066	10,178	－

■保育所やその他の場所での一時預かり

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計画	量の見込み	延利用日数	9,765	9,639	9,553	9,465	9,403
	確保方策		0	0	0	5,880	9,408
実 績			0	0	0	0	—

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計画	量の見込み	人	183	181	180	178	176
	確保方策		0	0	0	178	176
実 績			0	0	0	0	－

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計画	量の見込み	人	744	739	732	726	719
	確保方策		0	0	0	0	882
実 績				0	0	0	0

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

区 分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計画	量の見込み	人	205	212	218	223	228
	確保方策		160	160	160	160	240
実 績			164	176	183	208	211

※実績は各年4月1日現在

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

いつの時代でも、子どもの健やかな成長は親の願いであると同時に、社会全体の願いでもあります。将来を担う子どもは社会の希望であり、倶知安町の未来をつくる力となります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域社会にとって重要な課題です。

子育てとは本来、保護者が第一義的な責任のもと、限らない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、また、子どもが成長する姿に感動して、保護者自身も成長するという、喜びや生きがいをもたらすものです。

子ども一人ひとりの成長や家庭の状況に応じた支援を行い、すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境を整えること、また、子どもを産みたい、育てたいと思える社会インフラ環境や、サポート体制を確立させていくことにより、子どもの笑顔があふれる活気ある地域づくりをめざしていくことが重要だと考えます。

このことから、倶知安町にある自然環境や地域資源、地域社会との関係のもとで、「子どもの最善の利益」が実現され、また、何よりも子どもの人権が尊重され、すべての子どもの育ち（発達）が保障される地域社会をめざし、次の基本理念を掲げます。

さらに基本理念の具現化に向け、妊娠・出産から成人まで一貫した「子育て・育ち」が方針となる「（仮称）くっちゃん子条例」の制定をめざします。

－ 基本理念 －

**すべての子どもが明るく健やかに
成長できるまち 倶知安**

2 基本的な視点

基本理念を受け、本計画における基本的な視点を次の4点にまとめます。

(1) 子どもの視点

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約です。この条約の中で、子ども一人ひとりを「権利の主体」として尊重することが求められています。

ものごとを進めるときには、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、大人だけでなく、子どもの視点に立った取組を進めていきます。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代を担うという認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。

特に少子化問題はそのときどきの国民意識や社会背景・経済情勢によって、大きく影響されるものであり、また、次の世代へと順次引き継ぎ、改善されなければならない問題であると言えます。

子育ては、「人づくり」であり、その成果は短期的に現れるものばかりではなく、長期的な視点に立つことも重要です。

(3) 社会全体で支援する視点

子育ての基本は家庭にあります。子どもは社会を構成する重要な一員であることから、子どもを心身ともに健やかに育むためには、家庭はもとより子育てに携わる関係者をはじめ、学校、地域、企業、関係機関・団体、行政などが、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力を図っていく必要があります。

また、子育てには男女の固定的な役割分担意識の解消が求められており、子どもや子育て家庭の支援にあたっては、様々な状況に応じた質の高い、多様なサービスの提供を社会全体で行っていくことが重要になってきます。

(4) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進する必要があります。

3 施策の基本目標

本計画では、基本理念を実現するため、4つの基本的な視点に立ち、次の7つを本計画における基本目標として、総合的に施策を推進します。

(1) 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心して子育てができるよう支援を行うため、地域における様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等を活用した取組を推進します。

(2) 母と子どもの健康の保持・増進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、次代の担い手となる子どもを安心して産み、ゆとりを持って育てるための基盤となるものです。妊娠・出産・子育てが安全にかつ快適にできるよう、妊娠早期からの健康管理を促す支援を強化し、安心して妊娠・出産・子育てができるような取組を推進します。

(3) 子どもの教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域の教育力を向上させるための支援の充実などの取組を推進するとともに、子どもを産み育てることの喜びを実感できる環境の整備を推進します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもとその保護者が、安心して快適に暮らすことができるよう、良質な住宅情報の提供や、外出しやすい環境づくりなど、子育てに配慮した総合的なまちづくりを推進します。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育てを両立させるためには、働き方の見直し等が必要です。国・北海道・関係団体と連携を図りながら、仕事と子育ての両立を支援する法律等の広報・啓発活動に努めます。

(6) 子どもの権利と安全の確保

「子どもの権利条約」は、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という4つの権利を定めています。本計画においても「子どもの権利」を擁護する体制を定めるとともに、子どもの権利に関する市民の意識の向上に努めます。

また、子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぐため、関係機関等と連携した活動を推進します。

(7) 支援を必要とする子ども等への取組の推進

児童虐待の防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援、障がい児施策の充実等を通じ、支援を必要とする児童に対して、身近な地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

4 施策の体系



第5章 施策の展開

1 地域における子育ての支援

(1) 保育サービスの充実

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育所への市民のニーズは多様化しており、アンケート調査結果からもわかるように、共働きの家庭の割合は高くなってきており、ひとり親家庭も増加傾向にあります。

このような中、本町に設置されていた幼稚園は平成29年度から平成30年度にかけて認定こども園に移行するとともに、老朽化・狭隘化した保育所の統廃合を行い、平成30年4月より「くっちゃん保育所ぬくぬく」を新設しました。

しかし、近年は保育士の確保が厳しい状況にあり、保育士不足が深刻化していることから、延長保育や一時保育などの多様なニーズに応えられていない状況にあります。

今後は、保育士確保に向けた対応を継続していくとともに、多様な保育ニーズへの対応に努めるとともに、保育の質の向上に向けた取組を進めます。

取組	取組内容	担当課
通常保育事業	保護者の労働や疾病等によって家庭において十分に保育をすることができない等の児童を受け入れます。	福祉医療課
延長保育事業	仕事などのため、通常の保育所の開所時間を越えて児童の保育を希望する保護者からのニーズや、アンケート調査結果における保育時間の延長希望が多いことから、保護者の就労形態に対応できるよう実施を検討します。	福祉医療課
障がい児保育事業	保護者の労働や疾病などの理由により、保育を必要とする障がいをもつ児童の保育を実施していますが、今後さらに、その充実に努めます。	福祉医療課
一時保育事業	子育て中の親の育児疲れの解消や、急病、断続的な就労形態などに対応するため、一時的に預かる保育の実施に向け検討を進めます。	福祉医療課
保育内容充実のための研修制度	保育内容や保育士の資質の向上を図るため、各種研修会等に積極的に参加し、その充実に努めます。	福祉医療課
認定こども園における子育て支援事業	各認定こども園では、保護者の就労や様々な事情により保育を希望する保護者のために通常保育終了後、または園が保育を行っていない長期休業期間中に預かり保育を行います。	福祉医療課

(2) 子育て支援サービスの充実

子育て家庭の孤立・地域における養育力の低下など、専業主婦家庭等においても子育ての不安や負担感が高まっています。

子ども子育て支援制度では、保育に欠ける家庭だけでなくすべての子育て家庭における児童の養育を支援し、子育てしやすい環境の整備を図ることとしています。

このため、保育所や認定こども園、子育て支援センターにおける子育て支援サービスの充実に努めるほか、乳幼児健診時等に随時実施している子育てに関する情報の提供や相談・助言についても、細やかな対応に努めます。

また、地域子育て支援事業などの国の制度に基づくサービスだけでなく、絵本館運営事業やブックスタート事業等を通じて、親子の交流や保護者同士の交流の場づくりを推進します。

取組	取組内容	担当課
地域子育て支援センター事業	平成18年度より南児童館内に開設した子育て支援センターを、平成30年度より「くっちゃん保育所ぬくぬく」内に移転・併設しました。電話における子育て相談や来所相談を随時実施し、子育て支援に関する相談や助言を行っています。 特に冬期間の遊び場について、安心して遊べる場を確保し、親子で一緒に遊びを体験する場、親同士の交流の場、地域においての育児に関する情報交換により育児不安を解消し、孤立した子育ての解消をめざし仲間づくりを進めます。また、子育て支援に関する講習会・セミナー等を実施し、母親同士の交流を促進するためのレクリエーション事業の充実に努めます。	福祉医療課
子育て情報の提供の充実	母子手帳交付時、新生児訪問時、あるいは転入手続き時に、町の母子保健事業をまとめた「母子保健ガイド」を配布しています。また、広報「暮らしのカレンダー」に毎月の健診や育児相談室、離乳食教室の日程を掲載し、また必要時には「いきいき健康ライフ」にてその時期に合わせた子育て情報を掲載しています。 保護者や子どもの状況に応じ、適切なサービスを的確に選ぶことに役立つ情報提供の充実を図ります。	福祉医療課
絵本館運営事業	絵本・児童書を通して、親子、大人と子ども、子ども、保護者同士がコミュニケーションを図ることを目的とした絵本館では、絵本・図書の充実を図り、乳幼児から大人までの幅広い世代の人たちが少しでも多く絵本館を利用できるよう、「俱知安町絵本館読書まつり」（1回／年）の開催など、運営の支援充実に努めます。	社会教育課
ブックスタート事業	子どもの豊かな言葉と心を育むために乳幼児健診時に、児童支援員から直接保護者へブックスタートパックを手渡し、絵本を介して親子の絆やコミュニケーションを深め、生涯にわたって読書を楽しむきっかけをつくることを目的として、子育て支援を行っています。 また、育児で悩んでいる若い母親たちに、ボランティアの方々と協働し子育てに関する様々な情報と機会を提供するなど、絵本を通して子どもが育つ環境を豊かにするための地域づくり、人づくりの運動の推進に努めます。	福祉医療課

取組	取組内容	担当課
地域ボランティア団体等の活用	子ども一人ひとりの育ちを応援し健やかな成長を支えるために、保育サービスなどの公的支援を充実する一方で、公的サービスでは行き届かない支援については、地域全体での助け合い、支え合いといった地域ぐるみの子育て支援が必要です。子育て経験者などと協働して、子育ての助言、子育てサークルの活動支援にボランティア団体や、地域・行政と連携した子育て支援の取組に努めます。	福祉医療課
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての「手助けが欲しい人」「手助けができる人」を会員として、児童の預かり等の相互援助活動行うファミリー・サポート・センター事業の実施について検討を行います。	福祉医療課

(3) 子育て支援ネットワークづくり

アンケート調査結果では、本町における子育て環境に関して70%以上の保護者が住んでいる地域は子育てしやすい環境としておおむね満足の評価となりました。しかし、地域における子育て支援をより充実させていくためには、子育て支援のネットワークづくりが大切です。

この、子育て支援のネットワークづくりにおいて、本町では民生委員・児童委員による活動を進めてきたほか、平成18年度に設置した子育て支援センターにおいて、親同士の交流の場づくりを通じて子育て支援のネットワークづくりに努めてきました。

今後も関係機関の連携による子育て支援を推進し、地域全体で子育て家庭を支える環境の充実にめざすとともに、子育て支援に適した人材の育成と発掘に努め、子育て支援サービスのネットワーク化を進めます。

取組	取組内容	担当課
民生委員・児童委員活動	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実に図り、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握や支援を実施しており、さらに、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供の充実に努めます。 また、委員活動の充実や資質を高めるための研修会を実施しており、今後も活動の充実に努めます。 住民の方々に民生委員児童委員活動の周知を図り、委員活動への理解を深めるための方策を検討します。	福祉医療課
子育てサークルの育成	子育てサークルを実施している団体、関係機関の支援を図り、子育てサークルの育成の充実に努めます。また、遊びや保育に関する技能・知識等に関する講習会等の開催や子育てサークルの運営の充実を図る支援も行っていきます。	社会教育課 福祉医療課

取組	取組内容	担当課
地域子育て支援センター事業（再掲）	平成18年度より南児童館内に開設した子育て支援センターを、平成30年度より「くっちゃん保育所ぬくぬく」内に移転・併設しました。電話における子育て相談や来所相談を随時実施し、子育て支援に関する相談や助言を行っています。 特に冬期間の遊び場について、安心して遊べる場を確保し、親子で一緒に遊びを体験する場、親同士の交流の場、地域においての育児に関する情報交換により育児不安を解消し、孤立した子育ての解消をめざし仲間づくりを進めます。また、子育て支援に関する講習会・セミナー等を実施し、母親同士の交流を促進するためのレクリエーション事業の充実に努めます。	福祉医療課

（４）児童の健全育成

携帯型ゲームやスマートフォンなどの浸透により、屋外で遊ぶ子どもの姿が少なくなり、異年齢の子どもと遊ぶことが少なくなっています。このことは、子どもの体力、運動能力の低下をもたらしているほか、思いやりや社会性を身に付ける機会が失われていることの要因となっています。

また、児童数の減少は、遊びを通じての仲間意識の形成や児童の社会性の発達に大きな影響があり、児童が地域の中で自由に遊び、安全に過ごす場所の整備が必要です。

保護者が就労している小学生児童の放課後の居場所としては、町内4箇所に設置された放課後児童クラブがあり、小学校低学年の受け入れを行っています。しかし、近年は利用希望者の増加により小学校3年生までの受け入れができないクラブも出てきており、対象年齢を拡大するためには、支援員の確保だけではなく施設の新規整備が必要となっています。

社会教育に関連する部分では、くっちゃんワンダーキッズや姉妹都市・サンモリッツとの青少年交流事業など様々な事業を推進しており、子どもの多様な体験機会の創出に努めています。

また、いじめ、非行や不登校等の問題行動については、俱知安町青少年問題協議会を中心として、関係機関と地域の連携を強化し、適切な対応に努めます。

取組	取組内容	担当課
児童館運営事業	児童館は、児童に健全な遊び場を提供し、生活指導等を通じて心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的として設置・運営しています。今後も児童支援員の下に、様々な遊びや各種の行事を通して、心身の健全な発達を助長するとともに様々な年齢の子どもたちのふれあいを通じた仲間づくりなどを積極的に行い事業の充実に努めます。	福祉医療課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	児童館や学校の余裕教室を利用して、昼間家庭に保護者のいない児童が安心して過ごせる環境を確保し、児童支援員の指導のもと、児童の健全育成を図るための事業です。 活動内容の充実に努めるとともに、利用児童数の増加や対象年齢の拡大に対応するための支援員の確保、施設整備について検討を行います。	福祉医療課
親子で楽しめるイベント	「じゃがまつり」や「雪トピアフェスティバル」など、親子が気軽に参加し交流を図りながら、児童の健全育成を図れるようなイベント内容の充実に努めます。	観光課 まちづくり 新幹線課

取組	取組内容	担当課
地域子ども会の連携	地域子ども会相互の連携を図り、会の発展向上と青少年の健全育成を図ることを目的とした、俱知安町地域子ども会育成連絡協議会を設置し、子ども会安全共済会の手続きや小樽・俱知安子ども会交歓会など各種事業を行います。	社会教育課
くっちゃんワンダーキッズ	学校での勉強やいろいろな活動からさらに輪を広げ、自分たちの住む町の豊かな自然を活かした様々な体験活動のほかに、芸術・文化・科学・スポーツ・交流など、遊び心を通して友だちづくりや郷土を愛する心を育てることを目的として実施しています。今後は俱知安町の歴史を学ぶ「硫黄鉱山探訪」、象徴的な羊蹄山の登山など郷土愛を育むプログラムと、学校教育では体験しにくいプログラムをバランスよく取り入れて事業を展開していきます。	社会教育課
青少年の健全育成事業	青少年の健全育成のために、より良い環境づくりをはじめ、各種育成事業を推進するため、俱知安町青少年問題協議会を設置しています。今後も、各関係機関・団体と連携により、青少年の意識や悩み、心配ごとさらには青少年を取り巻く環境の実態把握に努めるとともに、相談活動や補導活動を実施します。また、青少年の非行防止に関する情報などを広く地域住民に提供するための便りの発行や町広報紙による啓発活動などを継続するとともにさらなる充実に努めます。	社会教育課
姉妹都市・サンモリッツとの青少年交流事業	姉妹都市・スイスサンモリッツの中高生と町内の中高生が相互に短期留学を行い、ホームステイを行うことで国際異文化や生活習慣の違いを身近に学び国際的視野の拡大を図り国際社会へ羽ばたく手助けとなるよう事業の充実に努めます。	総合政策課

(5) 世代間交流の促進

近年における核家族化の進行や少子化による兄弟姉妹の人数の減少等により近所に同世代の子どもが減少するという現象が多々見受けられます。

また、子どもが赤ちゃんとふれあう機会や、高齢者とふれあう機会の減少は、他者に対する関心や愛着心を醸成し、子どもの健全な育成を図る機会の減少であるとも言えます。

本町では、異世代交流の場として世代交流センターの開放を行っており、子育てサークルの活動を中心に利用されていますが、建物の老朽化が課題となっています。

今後も、世代交流センターなど地域の社会資源を活用しながら世代間交流を進め、高齢者も含めた地域全体で子育てを支援する環境づくりに努めます。

取組	取組内容	担当課
世代交流センター開放事業	子育てサークルの活動を中心に、子どもの安全な遊び場として、さらに、異世代交流の場として、子育てをしている親子が利用できるよう、世代交流センターの開放を行っています。	社会教育課
世代交流ふれあい教室	各地域の学校を会場に、子どもから高齢者まで異世代交流を通じて、思いやりなどの心を育てることを目的として、世代間を越えた心と心のふれあいや交流の活性化に努めます。	社会教育課

2 母と子どもの健康の保持・増進

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

核家族化の進展などによる社会環境の変化は、妊娠・出産・子育て不安を深刻化させており、母性並びに乳幼児の健康の保持・増進が必要となっています。

アンケート調査によると、子育てをする上で感じることで、約40%が子どもを叱りすぎているような気がする」と回答しているほか、約30%が子どもの発達や健康に心配があると回答しています。

このような状況に対応するため、母子手帳交付時、全員に保健指導を実施し、全員が妊婦一般健康診査の受診を継続できました。また、乳幼児健診は4か月、10か月、1歳6か月、3歳児健診を必須としていることに加え、必要に応じて間の月齢で健診を実施することで、養育者の心配へのきめ細やかな対応、疾病・心身障がいの早期発見へつなげています。

さらに、平成28年度より、虫歯予防教室を1歳6か月・3歳児健診会場での同時開催へと変更し、開催日を月1回から月2回へ増加させ、健診との連動性から継続した受診へつなげるなど充実を図っています。

今後も妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実に努めるとともに、妊娠・出産から育児へと総合的・継続的な相談・支援体制の確保を図ります。

また、母性の健康維持と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めるため、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援を行うための体制づくりを推進します。

取組	取組内容	担当課
母子健康手帳交付及び妊婦健康診査事業	妊娠の届出があった妊婦に対し母子健康手帳の交付と、妊婦一般健康診査受診票及び超音波検査の助成券を発行し、専門医療機関を確実に受診することにより妊婦の健康保持・増進を図ります。今後も引き続き、妊娠中の各時期に合わせた適切な受診につながるよう、交付時の保健指導とともに、経済的負担を軽減する公費助成を行い、妊婦の健康保持及び胎児の育ちを支援します。	福祉医療課
母親学級事業	母親教室は妊婦を対象に、歯科衛生士・保健師・栄養士・助産師・保育士などの講話を行っているほか、沐浴実習・妊婦疑似体験などを行っています。 教室では、妊娠・出産・育児に必要な情報・知識・技術を通して親になる心構えを養うとともに、育児仲間づくりとなることから他の事業と連動した取組を推進します。また、一人でも多くの人が参加できるよう広報・啓発活動の充実に努めます。	福祉医療課
妊産婦・新生児・乳幼児訪問事業	①初妊婦・初産婦のケース、②生活環境・健康上のハイリスク者で訪問による指導が必要な妊産婦のケース、③第1子や出産後の訪問希望者のケースに重点を置きつつ、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」と連動し、出生後4か月までに保健師が全戸訪問を実施します。また、各種乳幼児健診・相談における経過観察児、健診未受診児などに、個別に訪問指導を実施するなど、個々の状態に応じた支援の充実に努めます。	福祉医療課

取組	取組内容	担当課
乳幼児健康診査事業	乳児期からの栄養相談、歯科相談等の育児支援で生活習慣の自立などの育児支援の充実を図り、乳幼児の健全な発達の助長に努めます。また、身体計測、問診、診察などで、疾病や心身障がい等の早期発見に努め、早期治療・早期療育を促すとともに、心身・運動・言語の発達確認と養育者に対して育児相談や育児不安の解消に向けて個々の状況に応じた支援に努めます。	福祉医療課
むし歯予防教室	歯がはえてから、未就学児までを対象に月1回行っており、フッ素塗布に合わせた歯科検診及び歯科衛生士による指導により、乳幼児のむし歯予防の啓発に努め、歯及び口腔の健康づくりを推進し、事業の充実を図ります。	福祉医療課
母子相談事業	健康に関する来所・電話相談に対応できるよう体制を整備し、妊娠届出時の相談指導や育児不安解消の相談、情報提供を行っています。平成29年度より子育て相談室を開始し、支援体制の充実を図りました。また、今後は不妊に関する相談についても医療機関や助成事業など、情報提供の充実を図ります。	福祉医療課
子育て世代包括支援センターの設置検討	妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援をより充実させるため、子育て世代包括支援センターの設置を検討します。	福祉医療課

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

10代の人工妊娠中絶、若年出産や性感染症罹患率が増える傾向にあり、また、喫煙、薬物の問題が顕在化しています。このため、学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、各教科、道徳、特別活動を通じて、性教育、喫煙防止教育を実施していますが、今後さらに医療機関、保健機関などと連携を深めながら性や性感染症の教育、喫煙や薬物に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

取組	取組内容	担当課
性教育の実施	学校教育において、児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的、倫理的な面から理解し、性に対する健全な態度を培い現代社会にふさわしい性道徳を確立するための教育を進めます。 具体的には、生きることの根源に関わる性の問題について、学校と地域社会が連携して、正しい情報を子どもたちへ伝えていくことに努め、男女共同参画社会の実現に向け、異性の特性や違いを受け止め、互いに相手の良さや人格を認め合う道徳教育の推進を進めます。	学校教育課
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	学校教育において、児童生徒の心身の発達段階に応じて、健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する指導を充実するとともに、警察や医療機関などの関係機関と連携を図り、児童生徒の健康で安全な生活を築こうとする態度の育成と保護者への啓発に努めます。また、警察や地域社会、家庭と連携を図りながら、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止の教育に努め、皆で見守る目を養っていきます。	学校教育課

(3) 食育の推進

朝食欠食などの食習慣の乱れが、子どもの心と体の健康問題に大きく関係しており、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間形成や家族関係づくりによる心身の健全な育成を図ることが求められています。

アンケート調査では、子どもの発育や健康、食事や栄養について、約30%の保護者に不安や悩みがあることがわかりました。

離乳食に対して不安を持っている方も多く、町が開催しているベビークッキングスクールやかむかむクッキングスクールで実際に調理実習・親子で試食を体験することで、幼児の発達段階に応じた食事形態の理解に結びついていると考えられます。また、クッキングスクールのアンケートでは「他の子が食べる様子を見られて良かった」という意見も多く、見ることでの学習にもつながっていると考えています。

今後も、保育所や学校との連携を進めて、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食の指導や食事づくり等の体験学習を進めるとともに、給食調理に関する栄養士の研修会や食に関する情報の提供に努めます。

また、妊婦や乳幼児の栄養指導の強化に努め食育の推進に努めます。

取組	取組内容	担当課
ベビークッキングスクール	乳児を持つ母親に対し、乳児の発達段階に応じた栄養の摂取と食行動全体における正しい食生活習慣を習得してもらい、また、母親同士の仲間づくり及び育児についての話し合いの場を提供しています。また、保健師による講話や保育士による絵本の読み聞かせ・親子遊び等を行いながら、育児支援の充実に努めます。	福祉医療課
かむかむクッキングスクール	満1歳～1歳6か月位までの幼児を持つ親に対して、幼児の発達段階に応じた食事形態や調理の基本を実習することで習得してもらうと同時に親同士の仲間づくりの場として提供しています。また、子どもが同年代の他児と食事をするすることで、積極的に自ら食事を摂る意欲を引き出し育児支援の充実に努めます。	福祉医療課
食育指導の充実	小学校において子どもたちが食に関心をもち、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付け、健康管理が行えるよう、食育指導の充実に努めるとともに、家庭における食習慣の指導も併せて行います。	学校教育課
妊婦・乳幼児栄養指導	母体の健康及び胎児の発育や乳幼児期の栄養指導は、健康と食習慣形成の上で重要であり、母親教室、妊娠届出時（初産婦）、乳幼児健診、各種相談・教室などで実施し、今後も指導内容の充実に努めます。	福祉医療課
保育所給食・学校給食の充実	北海道及び地場産物の食材を活用し、より特色ある保育所給食や学校給食の充実に努めます。	福祉医療課 学校教育課

(4) 小児医療の充実

安心して子どもを産み、子どもたちが健康で暮らせる環境をつくるためには、小児医療体制を確立していくことが必要です。

全国的に郡部における医師不足は改善の兆しがみえない状況ですが、小児医療については、俱知安厚生病院のほか個人病院も開設されていますが、小児救急医療も含め今後も体制整備に努めます。

また、予防対策に関して、町ではこれまで妊娠届出時及び新生児訪問時に定期予防接種の説明を行うだけでなく、予防接種が必要なタイミングに予防接種勧奨はがきを送付するなど、予防対策を適切に行っていただくための対応を進めてきました。

今後もこれらの対応を継続し、予防接種によって子どもたちの疾病の発生及び蔓延を予防するとともに、いつでも相談できる窓口の体制整備や育児相談の充実に努めます。

取組	取組内容	担当課
小児科医の日曜・救急当番医	医師会の協力を得ながら、救急医療の充実を図っていますが、さらに、保護者が安心して育児ができるように、羊蹄医師会へ要請しながら、医療の確保・充実に努めます。	福祉医療課
予防対策事業	感染症の発生及び蔓延予防のため、法で定められた定期の予防接種を行っています。予防接種法の改正に伴って変わる正しい予防接種の正しい知識を広く周知し、適切な時期での接種を促しながら、今後はより一層、接種率の向上をめざすとともに、疾病の発生及び蔓延の防止に努めます。	福祉医療課
乳幼児健康診査事業（再掲）	乳児期からの栄養相談、歯科相談等の育児支援で生活習慣の自立などの育児支援の充実を図り、乳幼児の健全な発達の助長に努めます。また、身体計測、問診、診察などで、疾病や心身障がい早期発見に努め、早期治療・早期療育を促すとともに、心身・運動・言語の発達確認と養育者に対して育児相談や育児不安の解消に向けて個々の状況に応じた支援に努めます。	福祉医療課

3 子どもの教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

乳幼児に接する機会が少ないまま親になる世代が増え、男女が協力せず母親だけが子育てに取り組むことから起きる疎外感、孤独感等は子育ての楽しさや子どもを産み育てることの意識の低下につながる要因の一つと言われています。

社会が複雑化する現在においては、今後も男女が協力して家庭を築くことの大切さについて啓発していくことが重要です。

そのため、学校教育における総合的な学習や体験学習などを通して乳幼児と児童生徒がふれあう機会を広げるとともに、異年齢児や世代間の交流・親と子の交流事業の拡大に努めます。

取組	取組内容	担当課
地域子育て支援センター事業（再掲）	平成18年度より南児童館内に開設した子育て支援センターを、平成30年度より「くっちゃん保育所ぬくぬく」内に移転・併設しました。電話における子育て相談や来所相談を随時実施し、子育て支援に関する相談や助言を行っています。 特に冬期間の遊び場について、安心して遊べる場を確保し、親子で一緒に遊びを体験する場、親同士の交流の場、地域においての育児に関する情報交換により育児不安を解消し、孤立した子育ての解消をめざし仲間づくりを進めます。また、子育て支援に関する講習会・セミナー等を実施し、母親同士の交流を促進するためのレクリエーション事業の充実に努めます。	福祉医療課

（２）学校等の教育環境の整備

次代の担い手である子どもは、活気にあふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう個性豊かに生きる力を伸ばしていくことが必要です。

国からは「社会に開かれた教育課程」の実現をめざした新学習指導要領が小学校では令和２年度から、中学校では令和３年度から全面实施されることになり、その中では英語教育やプログラミング教育の充実が図られることになります。

また、アンケート調査結果では、小学生の保護者が子ども身に付けてほしいこととして、「周りの人との関係をうまくつくる力」が約64％で最も多く、次いで基礎学力とともに「相手に自分の考えを伝える力」や「道徳や思いやりの心」が上位の回答となりました。

このような状況を踏まえ、学校における教育環境の充実に努めるとともに、保護者の希望も考慮し、いじめ、不登校など児童生徒の課題に対する相談指導体制の充実やスポーツの振興を図るなど、心も体も健やかに育つ環境の整備に努めます。

学校等の施設については、学習内容・指導方法等の多様化に対応した環境づくりをめざすとともに、地域住民の学習、スポーツ・文化活動として、工夫を凝らし、その整備に努めます。

取組	取組内容	担当課
情報教育設備事業	児童生徒用パソコン（タブレット）を導入するとともに、無線LAN環境を整備します。また、校務支援システムの導入により学校や児童生徒に関する様々な情報を学校全体で共有するシステムを構築し、子どもの育ちを教職員全体で見守るきめ細かな指導の充実等を図ります。	学校教育課
外国青年招致事業	外国語教育の一環として、外国人青年を招致し児童生徒の語学力の向上を図っています。今後についても、小・中・高の英語担当教員の連携協力を継続し、本町の特色を活かした英語教育を検討していきます。	学校教育課
教材・教具の充実	小中学校の児童生徒が「確かな学力」を育むための教材・教具の充実に努めます。	学校教育課

取組	取組内容	担当課
倶知安風土館運営事業	小中学生向け体験イベント「寺子屋ミュージアム」を新設し、各小中学校の総合学習、地域学習などの教育支援を実施しています。 今後は学校教育や地域との連携充実による風土館の利用促進を図りながら、収蔵資料のデータ化、デジタル化に向けた作業を継続するなど、事業の内容充実に努めます。	社会教育課
生徒指導の充実	各学校で、児童生徒の理解に基づき一人ひとりの存在感を高める積極的な生徒指導を行っています。各学校や関係機関が連携を強化し、一人ひとりの自己実現が図られる指導の充実に努めます。	学校教育課
小川原脩記念美術館運営事業	倶知安町の風土の中で、独自の画風をなした小川原脩の作品を中心に、郷土ゆかりの美術作家の作品を展示、保存し、町民のための充実した文化余暇活動の場と機会を提供し、地域の文化、教育の振興の充実に努めます。 「ふるさと」をテーマとした絵画コンクールを継続し、子どもたちにとって、自分たちが住む「故郷」を再認識する機会となり、併せて芸術文化に関わりを持つ機会の拡充と人材育成につながることから、児童が参加しやすい環境づくりを検討していきます。	社会教育課
子ども読書まつり	読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。子ども読書まつりを継続して開催し、子どもが積極的に読書活動に興味を持つよう内容の充実を図ります。 今後は、「絵本館子ども読書まつり」に合わせて、絵本に造詣の深い講師を招き、講演会を行うなどして絵本の素晴らしさを広めます。	社会教育課
スポーツ少年団活動の支援・指導者の育成	（財）日本体育協会等主催の講習会の案内を関係団体（体育協会加盟団体・スポーツ少年団等）に周知やPR、資格取得の勧奨を行い、広い分野の指導者の育成に努めます。	社会教育課
スポーツ教室の支援の充実	健全な心身の発達と体育・スポーツの普及振興を図るため、倶知安町体育協会に加盟している各団体が実施する事業・スポーツ教室などに、施設、設備等の開放を行い、各種スポーツ教室の支援の充実に努めます。	社会教育課
学校評議員制度の推進	学校が地域・家庭と連携協力し、地域に開かれた学校づくりを推進していくため、学校評議員制度を推進し、保護者や地域の意見を参考にしながら創意ある学校運営をめざします。 また、学校運営協議会制度（コミュニティー・スクール）の設置に向けた検討を進めます。	学校教育課
学校2学期制の推進	学校生活の中に、より教育効果のある学習を展開するために必要な「時間的・精神的ゆとり」を生み出し、教師と子どもたちのふれあいを基盤とした教育活動の実現に努めます。	学校教育課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

核家族化や地域における人間関係の希薄化は、家庭の教育力の低下につながる要因と言われており、学校、家庭及び地域社会における教育力を総合的に高める必要があります。

このため、地域における子育てサービスや子育て情報の提供、乳幼児健診や子育ての相談・指導の充実を図り、家庭における教育機能の向上に努めます。

また、地域の実情を踏まえた学校づくりをめざし、学校等の施設や機能の開放に努め、福祉活動や生涯学習を通して、地域の福祉教育の充実に努めるなど、地域・家庭・学校が一体となって、それぞれの教育機能を活かした学習を展開し、学校評議員制度の推進を通じて学校と地域相互の教育力の向上を図るとともに、心豊かな生き生きとしたコミュニティづくりを推進し、地域の教育力の向上に努めます。

さらに、子育てサークルの育成や子ども会活動の活発化に努めるなど、地域における人と人との結びつきを強める運動を推進します。

1) 家庭教育への支援の充実

取組	取組内容	担当課
倶知安町子育て講座	すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たす家庭の教育力向上を図るため、専門的な講師を招いた講演会、親子でふれあう体験講座などを実施します。	社会教育課
倶知安町校下家庭教育学級	地域ぐるみで青少年の健全育成を図るため、家庭・学校・地域社会がそれぞれ教育的役割を認識し、相互に協力し、その機能を十分に発揮し、家庭における子育て、しつけ等の重要性を理解し実行できるよう、各校下保護者を対象に家庭教育学級を開設し、家庭教育の向上を図ります。	社会教育課
地域子育て支援センター事業(再掲)	平成18年度より南児童館内に開設した子育て支援センターを、平成30年度より「くっちゃん保育所ぬくぬく」内に移転・併設しました。電話における子育て相談や来所相談を随時実施し、子育て支援に関する相談や助言を行っています。 特に冬期間の遊び場について、安心して遊べる場を確保し、親子で一緒に遊びを体験する場、親同士の交流の場、地域においての育児に関する情報交換により育児不安を解消し、孤立した子育ての解消をめざし仲間づくりを進めます。また、子育て支援に関する講習会・セミナー等を実施し、母親同士の交流を促進するためのレクリエーション事業の充実に努めます。	福祉医療課

2) 地域の教育力の向上

取組	取組内容	担当課
子育てサークルの育成(再掲)	子育てサークルを実施している団体、関係機関の支援を図り、子育てサークルの育成の充実に努めます。また、遊びや保育に関する技能・知識等に関する講習会等の開催や子育てサークルの運営の充実を図る支援も行っています。	社会教育課 福祉医療課

取組	取組内容	担当課
地域子ども会の連携（再掲）	地域子ども会相互の連携を図り、会の発展向上と青少年の健全育成を図ることを目的とした、俱知安町地域子ども会育成連絡協議会を設置し、子ども会安全共済会の手続きや小樽・俱知安子ども会交歓会など各種事業を行います。	社会教育課
青少年の健全育成事業（再掲）	青少年の健全育成のために、より良い環境づくりをはじめ、各種育成事業を推進するため、俱知安町青少年問題協議会を設置しています。 今後も、各関係機関・団体と連携により、青少年の意識や悩み、心配ごとさらには青少年を取り巻く環境の実態把握に努めるとともに、相談活動や補導活動を実施します。また、青少年の非行防止に関する情報などを広く地域住民に提供するための便りの発行や町広報紙による啓発活動などを継続するとともにさらなる充実に努めます。	社会教育課
学校評議員制度の推進（再掲）	学校が地域・家庭と連携協力し、地域に開かれた学校づくりを推進していくため、学校評議員制度を推進し、保護者や地域の意見を参考にしながら創意ある学校運営をめざします。 また、学校運営協議会制度（コミュニティー・スクール）の設置に向けた検討を進めます。	学校教育課

（４）有害環境対策の推進

一般書店やメディア上の性や暴力に関する有害情報の子どもに対する悪影響が懸念されています。

このため、環境浄化モニターなどによる有害図書等の調査や児童生徒にとって有害となる施設への立入り制限を進めるとともに、関係機関や地域住民と連携協力し、関係業界に対して、自主的措置をとるよう働きかけ、有害環境の浄化促進をめざします。

また、飲酒・喫煙・薬物乱用の防止等の啓発活動を推進し、青少年に対する有害環境の浄化を図ります。

取組	取組内容	担当課
青少年の健全育成事業（再掲）	青少年の健全育成のために、より良い環境づくりをはじめ、各種育成事業を推進するため、俱知安町青少年問題協議会を設置しています。 今後も、各関係機関・団体と連携により、青少年の意識や悩み、心配ごとさらには青少年を取り巻く環境の実態把握に努めるとともに、相談活動や補導活動を実施します。また、青少年の非行防止に関する情報などを広く地域住民に提供するための便りの発行や町広報紙による啓発活動などを継続するとともにさらなる充実に努めます。	社会教育課

4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅と居住環境の確保

子育てを担う若い世代が求めている、ゆとりある住宅の確保ができるよう公営住宅の建設を進め、住宅情報の提供に努めます。

また、室内空気環境の安全性を確保する観点からシックハウス対策を推進します。

取組	取組内容	担当課
住生活安定向上の促進	これから子育てを始める、あるいは子どもを増やしたいと計画し、子育てをしていく上で、ゆとりある居住環境の確保は必要不可欠であることから、「倶知安町住生活基本計画」に基づき、公営住宅等の再生・整備による良質な空間づくりや定住支援制度、宅地供給を進め、子育て環境の充実による定住促進の仕組みづくりを図り、子育て世代が安心して暮らせる住環境づくりに努めています。 今後は、住宅改修補助金・新築住宅建設に係る助成制度を継続するとともに、公営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に則り、計画的な維持・整備を実施していきます。	建設課
住宅情報の提供	倶知安町公式ホームページ上において、町内の不動産会社や個人経営の住宅等の情報提供を実施します。	総合政策課
都市計画マスタープランの推進	平成30年3月に見直しを行った新たな都市計画マスタープランに基づき、少子高齢化を見据えたコンパクトな都市構造の維持を基本として、町民が暮らしやすく来訪者が過ごしやすい環境づくりに取り組んでいます。また、北海道新幹線倶知安駅開業や高速道路の延伸を視野に入れた都市づくりを推進します。	まちづくり 新幹線課
シックハウス対策の推進	ホルムアルデヒド等の化学物質の放散は、居住者の健康に悪影響を及ぼすものであるため、新築や増築を行う建築確認申請建物については、建築基準法に基づいて、指導を行うとともに、公共建築物では、室内空気環境の検査を行っています。今後さらに、シックハウス対策の推進に努めます。	まちづくり 新幹線課

(2) 安全な道路交通環境の整備

自動車中心社会において、移動を制約される交通弱者の子どもやその保護者は常に危険にさらされていると言っても過言ではなく、毎年、全国的に尊い命が奪われる悲惨な交通事故が発生しており、安全な道路交通環境の整備を急ぐ必要があります。

アンケート調査では、子どもの身の安全について心配なこととして「学校や塾などの行き帰りなどの交通事故」が約76%で最も多い回答となりました。

このことから、子どもや子ども連れの親などが安全に、安心して歩くことができるような道路交通環境を確保するため、生活道路の整備に努めます。

取組	取組内容	担当課
安全な歩道整備	安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりある歩行空間に配慮した歩道造成、拡幅を行い、安全な生活道路の整備に努めます。また、冬期間についても除雪体制の整備に努めます。	建設課
交通事故危険箇所の看板等の設置事業	交差点やＴ字路など、危険箇所に交通安全看板・カーブミラーなどを設置し、交通安全の注意をさらに呼びかけ、交通弱者の保護と交通事故発生防止に努めます。	住民環境課

（３）安心して外出できる環境の整備

乳幼児を連れて一緒に外出した際の不便さを感じてしまい、外出をひかえるケースが少なくないと言われています。

妊産婦、乳幼児連れの親など、あらゆる人たちが安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公共施設等において段差の解消などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進に努めます。

取組	取組内容	担当課
公共施設のユニバーサルデザインの推進	新たに建設される公共施設等については、施設全体のバリアの解消を図り、ユニバーサルデザインを推進するほか、多目的トイレの設置やトイレ内にベビーシート・ユニバーサルシートの設置を図るなど、乳幼児連れの親または高齢者、障がいのある人が安心して外出できる環境の整備に努めます。	各担当課
道路整備事業	歩行者と運転者双方の視点から、安全に利用できる道路整備に努め、歩道の段差解消や見通しの良い道路整備など、安心して外出できる道路環境整備の向上を図ります。	建設課
防犯灯の新設・敷設替の支援・管理	町内会等の防犯灯の新設、敷設替及び維持補修に対する支援と町公設街路灯の維持管理を行い、夜間における町民の交通安全確保と地域における犯罪防止の向上に努めます。	住民環境課
安全な歩道整備（再掲）	安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりある歩行空間に配慮した歩道造成、拡幅を行い、安全な生活道路の整備に努めます。	建設課

（４）子どもの遊び場の整備

遊びは、栄養や健康、住まいや教育などが子どもの生活に欠かせないものであるのと同じように、子どもが生まれながらに持っている能力を伸ばすのに欠かせないものであり、心と体、感情や社会性を発達させる大切なものであると言えます。

アンケート調査では、より充実を図ってほしいこととして、約半数が「安心して遊べる公園の整備」をあげており、遊び場について約66%が「雨の日、雪の日に遊べる場所が少ない」と回答しています。

これらのことから、街区公園や中央公園等の整備の推進に努めるとともに、子どもたちや親子連れなどが安心していつでも遊べる場所や遊びに関する情報提供を行います。

取組	取組内容	担当課
子どもの遊び場の整備	街区公園はどんぐり公園等、既に9公園が整備されており、公園数、面積要件等は充足されてきています。平成23年度に倶知安町公園施設長寿命化計画を策定しており、この計画に沿って老朽化した施設の健全度を把握し、定期点検等により安全性を確保していきます。 また、社会資本整備総合交付金等を活用し、各種公園施設を計画的かつ効率的に改修・更新していきます。	各担当課
冬期間の公共施設における遊び場の確保	冬期間は積雪のため、子どもたちの遊び場が減少することから、体育館や世代交流センターの開放を行い、また、屋外では旭ヶ丘公園等を住民が安全で気軽に活動できる場所として整備に努めます。	各担当課
地域子育て支援センター事業（再掲）	平成18年度より南児童館内に開設した子育て支援センターを、平成30年度より「くっちゃん保育所ぬくぬく」内に移転・併設しました。電話における子育て相談や来所相談を随時実施し、子育て支援に関する相談や助言を行っています。 特に冬期間の遊び場について、安心して遊べる場を確保し、親子で一緒に遊びを体験する場、親同士の交流の場、地域においての育児に関する情報交換により育児不安を解消し、孤立した子育ての解消をめざし仲間づくりを進めます。また、子育て支援に関する講習会・セミナー等を実施し、母親同士の交流を促進するためのレクリエーション事業の充実に努めます。	福祉医療課
児童館運営事業（再掲）	児童館は、児童に健全な遊び場を提供し、生活指導等を通じて心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的として設置・運営しています。今後も児童支援員の下に、様々な遊びや各種の行事を通して、心身の健全な発達を助長するとともに様々な年齢の子どもたちのふれあいを通じた仲間づくりなどを積極的に行い事業の充実に努めます。	福祉医療課
くっちゃんワンダーキッズ（再掲）	学校での勉強やいろいろな活動からさらに輪を広げ、自分たちの住む町の豊かな自然を活かした様々な体験活動のほかに、芸術・文化・科学・スポーツ・交流など、遊び心を通して友だちづくりや郷土を愛する心を育てることを目的として実施しています。今後は倶知安町の歴史を学ぶ「硫黄鉱山探訪」、象徴的な羊蹄山の登山など郷土愛を育むプログラムと、学校教育では体験しにくいプログラムをバランスよく取り入れて事業を展開していきます。	社会教育課
世代交流センター開放事業（再掲）	子育てサークルの活動を中心に、子どもの安全な遊び場として、さらに、異世代交流の場として、子育てをしている親子が利用できるよう、世代交流センターの開放を行っています。建物の老朽化が進んでいることから、利用者の安全確保のために適切な維持管理を進めます。	社会教育課

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 男女の働き方の見直し・多様な働き方の実現

男女ともに充実した家庭生活を送るため、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要です。

このため、職域、地域等における固定的な役割分担意識の解消や職場優先の意識是正のため、国、道、関係団体や地域住民と連携を図りながら、広報・啓発活動、情報の提供に努めます。

取組	取組内容	担当課
男女平等参画の推進	すべての町民が性別に関係なく個人として尊重され、平等に暮らせるようにすることを目的とし、平成17年4月に「男女が平等に参画する俱知安のまちをつくる条例」が制定されました。この条例に基づき、男女平等参画社会の実現やワーク・ライフ・バランスの推進について、講演会などの開催により啓発を図ります。	総務課
インターンシップ（就業体験学習）事業等の推進	町内の高校（2校）では、職業選択能力や、就労に対する望ましい職業観・勤労観を養い、実際の産業界などの知識や技術に触れることで、学習への意欲向上を図ることを目的としたインターンシップ事業を実施しています。また、小中学校では、総合的な学習等の授業を通して、職業について学習し将来の生き方を考える機会を設けるなど、学校ごとにそれぞれの形で次代を担う若者の勤労意識の向上を図っています。 俱知安町では率先して児童生徒の受け入れに努めるとともに、各事業所に対し児童生徒の受け入れについて要請するなど事業の普及に努めます。	各学校
介護休業制度の普及・啓発	女性だけでなく、男性も家族の介護ができる環境整備を目的とし、俱知安町公式ホームページや広報などで、制度の普及・啓発を図り、各事業所・事業主への理解・協力を得られるよう努め、取得率の向上を図ります。	まちづくり 新幹線課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立を支援するため、多様な保育需要に応じた保育サービスの拡充に努めるとともに、子どもが自主的に遊び、安全な場所の確保として、いつでも気軽に子ども同士がつどうための児童館運営など、放課後児童対策の充実に努めます。

また、関係機関や企業等との連携、協力の下に結婚・出産後も仕事を続けることができるよう取組を進め、仕事と子育ての両立の推進を図ります。

取組	取組内容	担当課
育児休業制度の普及・啓発	俱知安町公式ホームページや広報などで、制度の普及・啓発に努め、各事業所・事業主への理解・協力を得られるよう働きかけを行い、取得率の向上を図ります。	まちづくり 新幹線課
通常保育事業（再掲）	保護者の労働や疾病等によって家庭において十分に保育をすることができない等の児童を受け入れます。	福祉医療課

取組	取組内容	担当課
児童館運営事業 (再掲)	児童館は、児童に健全な遊び場を提供し、生活指導等を通じて心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的として設置・運営しています。今後も児童支援員の下に、様々な遊びや各種の行事を通して、心身の健全な発達を助長するとともに様々な年齢の子どもたちのふれあいを通じた仲間づくりなどを積極的に行い事業の充実を図ります。	福祉医療課
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(再掲)	児童館や学校の余裕教室を利用して、昼間家庭に保護者のいない児童が安心して過ごせる環境を確保し、児童支援員の指導のもと、児童の健全育成を図るための事業です。 活動内容の充実に努めるとともに、利用児童数の増加や対象年齢の拡大に対応するための支援員の確保、施設整備について検討を行います。	福祉医療課

6 子どもの権利と安全の確保

(1) 子どもの権利擁護と啓発

子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる地域を推進していくためには、すべての町民が子どもの権利や子育てに対し、関心を深めることが大切なことです。

そのため、町民の意識の啓発を図るとともに、行政はもとより、家庭、学校、地域社会、企業をはじめ、すべての町民が、それぞれの立場で適切に役割を分担し、相互に協力するよう働きかけを行います。

取組	取組内容	担当課
子どもの権利条約の普及・啓発	子どもの権利条約を俱知安町公式ホームページや、広報を通じての普及・啓発に努めます。	福祉医療課 学校教育課
子ども議会の実施	子どもの権利を尊重するとともに、町づくりに子どもの意見を取り入れることで、次世代を担う子どもたちにとって住みよい環境づくりや、郷土愛の向上を図ります。	社会教育課

(2) 交通安全教育の推進

子どもや保護者を交通事故から守るため、警察、学校、町内会など関係機関・団体と連携した協力体制の強化や交通マナーの習得など交通安全教育の徹底を図るとともに、チャイルドシートの使用、さらにはSS(スピードダウン・シートベルト着用)運動の推進など総合的な交通事故防止対策を展開します。

取組	取組内容	担当課
交通安全教室	子どもを対象として、学校等の協力により、ダミーや自転車を使って参加・体験・実践型の交通安全教室を行っており、今後はさらに内容を充実し、交通事故防止対策の向上に努めます。	住民環境課

取組	取組内容	担当課
チャイルドシートの貸出事業	古くなった既存シートを徐々に更新しながら、希望する保護者に対してチャイルドシートの無料貸出を実施し、子どもの安全確保の向上に努めます。	住民環境課

(3) 犯罪等の被害防止活動

近年、不審者や変質者による児童生徒への「声かけ」等が多発しており、これらがいつ、誘拐や殺人などの凶悪事件に発展しないとも限りません。

アンケート調査では、約60%が「公園など遊び場での犯罪被害」について不安を感じています。

このことから、子どもを犯罪などの被害から守るため、通学路に居住する地域住民の協力の下に、「子どもSOSステーション」設置事業を継続するとともに、不審者にかかる情報については引き続き、細やかな情報提供に努め、さらに警察等関係機関との情報交換や犯罪被害発生時等には迅速に対応できるよう、地域の連携強化を図ります。

取組	取組内容	担当課
子どもSOSステーション設置事業	子どもが不審者から声をかけられたりした場合や犯罪に遭遇した場合などに子どもがかけ込むことができる「子どもSOSステーション」を平成19年度より実施し、子どもを犯罪や事故から守るために保護者、地域住民、警察等の関係機関と連携体制を図り安全体制の充実に努めます。	住民環境課
防犯啓発活動の推進	防犯対策として、希望者には悪質訪問販売防止ステッカー、町内会への防犯旗、全戸に啓発チラシ等を配布、また「広報くっちゃん」では事件簿として、事例の紹介などを行い、啓発活動から地域の防犯力の向上を図り、子どもの安全確保に努めます。	住民環境課
防犯灯の新設・敷設替の支援・管理（再掲）	町内会等の街路灯の新設、敷設替及び維持補修に対する支援と町公設街路灯の維持管理を行い、夜間における町民の交通安全確保と地域における犯罪防止の向上に努めます。	住民環境課
防犯カメラの設置	子どもはもちろん、地域住民の安心・安全確保及び防犯対策のため、防犯カメラを設置します。	住民環境課

7 支援を必要とする児童への取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童相談所への児童虐待相談対応件数は平成28年度には12万件を超えており、その5年前と比べて倍増している状況にあります。また、児童虐待により年間約80人もの子どもの命が失われており、児童虐待の早期発見・早期対応が求められています。

アンケート調査では、子どもが思い通りにならすイライラしてしまう保護者や子どもを叱りすぎているように感じている保護者が少なくなく、これらが児童虐待につながる要因の一つと考えられます。

子どもの虐待防止のために、家庭内はもとより、地域内における周囲の人との結びつき、協力していくことが大切なことであると思われます。地域において児童と関わりを持つ関係機関が連携協力し、児童虐待の防止と早期発見に努めます。

また、児童相談所、倶知安町要保護児童対策地域協議会を中心とする関係機関のネットワークを確立し、児童虐待の発生予防から早期発見、保護、アフターケアに至る総合的支援を展開します。

取組	取組内容	担当課
児童虐待防止活動の推進	児童虐待の未然防止や早期発見及び早期解決のため、「倶知安町要保護児童対策地域協議会」を設置し、地域において児童と関わりを持つ関係団体が有機的に連携協力し、児童虐待の防止対策を推進しています。また、定期的に連絡協議会を開催するなど関係機関とのネットワークの強化を図り、個別事例などは、事例検討会議を開催し、見守りや支援体制を強化するとともに、迅速な問題解決に努めます。 今後とも関係機関と連携を密にし、児童虐待の防止に努め、必要があれば要保護児童の安否確認を行います。	福祉医療課
乳幼児健診等における児童虐待早期発見の強化	妊娠届出時や乳幼児健診などで、生活・子育て環境を把握し、早期支援を実施し、また、子育て支援に必要な親の早期発見、早期支援に結びつくための事業を展開し、児童虐待の発生予防に努めます。	福祉医療課
倶知安町民生委員協議会・児童支援部会	子どもや子育て家庭の抱えている課題を把握するとともに、支援を必要とする場合には情報提供や助言を行います。 また、地域の関係機関、関係団体等の連携により、健やかな子どもを育成する地域活動を推進します。	福祉医療課
児童虐待に関する一元的な相談窓口の設置	福祉医療課の相談窓口を児童虐待の一元的な窓口として位置付け、児童虐待に関する実情の把握や社会資源の情報提供を行うほか、相談等への対応を行います。	福祉医療課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等は、子育てをする上で一般的に経済的・社会的に不安定な状態にあり、家庭生活においても多くの問題を抱えることが多い傾向にあります。

このため、ひとり親家庭等に対する相談指導体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を行います。

また、児童扶養手当の支給など必要な経済的支援を図るとともに、保育所の入所など生活実態に応じた支援に努めます。

取組	取組内容	担当課
ひとり親家庭支援の情報提供	ひとり親家庭への新しい生活を始めるための「ガイドブック」の配布や児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付などの各種支援制度を倶知安町公式ホームページや広報などを通じた情報提供の充実に努めます。	福祉医療課

(3) 障がい児施策の充実

妊婦・乳幼児期に行われる健康診査は、疾病や疾病リスクの早期発見の機会として、また、疾病の発生予防を保健指導に結びつける機会としても重要です。このため、妊婦や乳幼児期の健康診査の充実を図って、身体面の発育不良、視聴覚障がい、精神・運動発達遅滞などの早期発見に努めるとともに、発見された児童に対しては、保健、医療、福祉、教育部門が連携をとりながら、専門的立場で対応し、障がいに応じた専門機関のサポートを受けながら適切な療育と指導が行われるよう支援体制の充実に努めます。

また、地域で安心して生活できるよう「羊蹄山ろく発達支援センター」での早期療育訓練や療育相談を実施するとともに、「巡回児童相談」を利用した保護者に対しての指導相談を行っています。さらに1歳6か月及び3歳児健診に加えて、随時保健師などによる発達相談を実施して、保護者の育児不安の解消を図ります。

取組	取組内容	担当課
早期療育・訓練の実施	羊蹄山ろく発達支援センターでは、発達の遅れや障がいを有する児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を実施するとともに、家族に対して必要な指導助言、個別相談などの支援を広域的（倶知安・ニセコ・真狩・留寿都・喜茂別・京極・蘭越）に実施しており、幼児期→学齢期→成人期とライフステージにあった切れ目のないさまざまな支援を教育委員会や学校と連携しながら今後もさらに事業の充実に努めます。	福祉医療課
児童心理相談員による相談	1歳6か月児健診、3歳児健診に併せ随時発達チェックと療育相談を行い、心理相談員による適切なアドバイスと判定の下で、母親とともに幼児の発達状況を確認し、適切な対応の仕方を見つけ、専門機関へと結びつけ、早期療育へ展開します。 心理相談員の助言・判定により、母親が適切な対応が図れることから、育児不安、発育不安の解消を図り、育児支援に努めます。	福祉医療課
ことばとまなびの教室	ことばの発達に障がいや問題を持つ幼児児童の心身の健全な発達を援助し、ことばの障がいの早期発見・早期療育を行っています。 特別支援連携協議会を立上げ、幼稚園、保育所など他機関との連携を図り、早期発見・早期支援を行っています。	学校教育課
乳幼児発達健診事業の実施	乳幼児健診などにより、発達の遅れが疑われる子どもを対象に専門医及び心理士・療法士による発達相談を年数回行っており、専門家の助言が、障がいの早期発見、早期療育に結びつくことから、発達支援センター等関係機関と協力をしながら、今後もさらに支援体制の充実に努めます。	福祉医療課
障がい児保育事業（再掲）	保護者の労働や疾病などの理由により、保育を必要とする障がいをもつ児童の保育を実施していますが、今後さらに、その充実に努めます。	福祉医療課

取組	取組内容	担当課
特別支援教育の推進	通常の学校に在籍するLDやADHD、高機能自閉症などの発達障がいにより、特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援体制を整備します。 特別支援連携協議会を立上げ、幼稚園、保育所など他機関との連携を図り、早期発見、早期療育に努めます。	学校教育課
放課後等デイサービス事業	心身の発達に遅れのある子どもに対し指導・訓練を行い、発達を促進する援助を今後も継続し、障がい児対策の充実に努めます。	福祉医療課

（４）外国人幼児等への支援

本町と二セコ町、蘭越町で構成される二セコ観光圏には世界的に認知されるスキーリゾートがあり、外国人が数多く訪れています。また、それに伴い本町における外国人居住者も増加しており、現在は外国人幼児を保育所で受け入れている状況にあります。

今後ますます増加が予想される外国人居住者に対して、保護者やその子どもが子育て支援を円滑に受けられるよう、情報提供等の支援に努めます。

取組	取組内容	担当課
外国人世帯への相談及び情報提供の推進	外国人や国際結婚世帯などの子どもが教育・保育や子育て支援等を円滑に利用できるよう、外国人子ども及びその保護者への支援に努めます。	福祉医療課

第6章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援サービスの全体像

(1) 子ども・子育て支援給付

従来の「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当等交付金」に加え、令和元年10月1日からの教育・保育の無償化に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

市町村が独自に実施する各種事業が対象となる「地域子ども・子育て支援事業」及び「仕事・子育て両立支援事業」で構成され、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行うことができる制度となっています。

《子ども・子育て支援制度の概要》

子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付	
	施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
	子育てのための施設等利用給付	
	施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
児童手当等交付金		
児童手当法等に基づく児童手当等の給付		

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	地域子ども・子育て支援事業	
	①利用者支援事業	
	②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
	③妊婦健康診査事業	
	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業他	
	⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	⑧一時預かり事業	
	⑨延長保育事業	
	⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）	
	⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
	仕事・子育て両立支援事業	
	企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業	

（３）子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

（４）子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたって、教育・保育提供区域を設定します。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定めることとされています。

各事業の実施状況も踏まえ、本計画では第1期計画の教育・保育提供区域の設定を踏襲し、全町を1区域として設定します。

3 児童人口の将来推計

平成26年～令和元年の住民基本台帳の人口をもとに、コーホート変化率法で推計した子ども人口は次の表のとおりです。

年 齢	実績値	推計値				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	135	119	114	110	107	104
1歳	116	137	121	116	112	109
2歳	117	115	136	120	115	111
3歳	166	117	116	136	120	115
4歳	130	156	112	110	129	114
5歳	146	126	151	108	107	125
就学前計	810	770	750	700	690	678
6歳	148	142	122	147	105	104
7歳	138	145	139	119	144	103
8歳	125	137	144	137	117	142
9歳	146	122	134	140	133	114
10歳	117	143	120	131	137	130
11歳	138	115	140	118	128	134
小学生計	812	804	799	792	764	727
合 計	1,622	1,574	1,549	1,492	1,454	1,405

※実績値：住民基本台帳（各年4月1日）、推計値：コーホート変化率法による推計

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」、「量の見込み」に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制の確保方策及び実施時期を定めます。

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定（3歳以上／幼稚園・認定こども園）					
量の見込み ①	219	208	195	195	195
1号認定	82	78	73	73	73
2号認定 （教育の意向強い）	137	130	122	122	122
確保方策 ②	290	290	290	290	290
過不足（②－①）	71	82	95	95	95
2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）					
量の見込み ①	180	171	159	160	159
確保方策 ②	200	200	200	200	200
過不足（②－①）	20	29	41	40	41
3号認定（1・2歳／保育所・認定こども園）					
量の見込み ①	123	126	116	111	108
確保方策 ②	126	126	126	126	126
過不足（②－①）	3	0	10	15	18
3号認定（0歳／保育所・認定こども園）					
量の見込み ①	26	25	24	23	22
確保方策 ②	30	30	30	30	30
過不足（②－①）	4	5	6	7	8

《確保方策の考え方》

- 1号認定は、認定こども園「倶知安めぐみ幼稚園」「倶知安藤幼稚園」「倶知安幼稚園」での受け入れを確保方策とします。認定こども園の定員やこれまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することで量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。
- 2号認定及び3号認定は、「くっちゃん保育所ぬくぬく」及び認定こども園「倶知安めぐみ幼稚園」「倶知安藤幼稚園」「倶知安幼稚園」での受け入れを確保方策とします。
- 2号認定の量の見込みは保育定員を超えているため、認定こども園の幼稚園部分及び預かり保育による受け入れを活用することで供給量を確保できる見通しです。
- 3号認定は定員やこれまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することで量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■利用者支援事業の実施箇所数（単位：箇所）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	0	0	0	0	0
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	0	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

○本町では利用者支援事業としては実施せず、福祉医療課を一元的な窓口として子育てに関する相談・助言等に対応するほか、地域の子育て支援に取り組んでいきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■地域子育て支援拠点事業の延利用人数（単位：人回／月）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	584	584	544	525	510
確保方策 ②	600	600	600	600	600
過不足（②－①）	16	16	56	75	90

《確保方策の考え方》

○「くっちゃん保育所ぬくぬく」内に設置している子育て支援センターでの受け入れを確保方策とします。これまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することで、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■妊婦健康診査の延受診回数（単位：回）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,666	1,596	1,540	1,498	1,456
確保方策 ②	1,666	1,596	1,540	1,498	1,456
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

○現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業の訪問人数（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	119	114	110	107	104
確保方策 ②	119	114	110	107	104
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

○現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。訪問の結果、支援が必要な家庭には、関係機関と連携し、養育支援訪問事業につなげるなど継続的な支援に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■養育支援訪問事業の延訪問人数（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	15	15	15	15	15
確保方策 ②	15	15	15	15	15
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

○現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。乳児家庭全戸訪問事業や関係機関と連携し、養育について支援が必要な家庭に、保健師等の訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

■子育て短期支援事業の延利用人数（単位：人日）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保方策 ②	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

○量の見込みの推計では、計画期間内において子育て短期支援事業の利用はないと見込んでいますが、本事業を必要とする保護者が出てきた場合には、適切な対応を行います。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■ファミリー・サポート・センター事業の延利用人数（単位：人日）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	21	21	21	21	19
小学校低学年	10	10	10	9	8
小学校高学年	11	11	11	12	11
確保方策 ②	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	△21	△21	△21	△21	△19

《確保方策の考え方》

○アンケート調査の結果から推計された量の見込みをみると、わずかながら利用ニーズがある状況です。

○本町では提供体制の確保が難しい状況にありますが、計画期間内における事業実施に向けた検討を行います。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①一時預かり事業（幼稚園型）

■認定こども園における預かり保育の延利用人数（単位：人日）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	11,027	10,474	9,819	9,819	9,819
1号認定	1,172	1,113	1,040	1,046	1,040
2号認定 （教育の意向強い）	9,855	9,361	8,779	8,773	8,779
確保方策 ②	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
過不足（②－①）	973	1,526	2,181	2,181	2,181

《確保方策の考え方》

○認定こども園「倶知安めぐみ幼稚園」「倶知安藤幼稚園」「倶知安幼稚園」での受け入れを確保方策とします。認定こども園の定員やこれまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することで量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

②一時預かり事業（幼稚園型以外）

■保育所等における一時預かりの延利用人数（単位：人日）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	254	247	231	228	224
確保方策 ②	0	0	0	228	224
過不足（②－①）	△254	△247	△231	0	0

《確保方策の考え方》

○アンケート調査の結果から推計された量の見込みをみると、当事業は年に約1人の利用ニーズがある状況です。

○保育士の確保が厳しいことから当事業の提供は難しい状況にあります。計画期間においては、通常保育における保育士確保を優先することとし、保育事業における受け入れ人数を考慮した上で、令和5年度を目安に事業の実施を検討することとします。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

■延長保育事業の利用人数（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	18	17	16	16	16
確保方策 ②	0	0	0	16	16
過不足（②－①）	△18	△17	△16	0	0

《確保方策の考え方》

- アンケート調査の結果から推計された量の見込みをみると、当事業の利用ニーズがある状況です。
- 保育士の確保が厳しいことから当事業の提供は難しい状況にあります。計画期間においては、通常保育における保育士確保を優先することとし、保育事業における受け入れ人数を考慮した上で、延長保育事業の令和5年度実施に向けた検討を進めます。
- 現状では日曜・祝日における保育事業は提供が難しい状況にありますが、通常保育事業の状況を踏まえながら、日曜・祝日保育事業の令和5年度実施に向けた検討を進めます。
- 土曜保育に関しては、町内保育施設における完全実施の実現に向けた協議を継続します。

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

■病児保育事業の延利用人数（単位：人日）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	337	328	306	302	296
確保方策 ②	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	△337	△328	△306	△302	△296

《確保方策の考え方》

- アンケート調査の結果から推計された量の見込みをみると、当事業の利用ニーズがある状況です。
- 本町の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況にあります。今後は近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■放課後児童クラブの利用人数（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	233	235	255	252	246
1年生	84	80	105	82	87
2年生	85	73	69	91	71
3年生	49	46	39	37	49
4年生	14	30	28	24	23
5年生	1	5	11	11	9
6年生	0	1	3	7	7
確保方策 ②	220	220	220	260	260
過不足（②－①）	△11	△15	△35	8	14

《確保方策の考え方》

- 令和4年度までは現状の放課後児童クラブでの受け入れを確保方策とします。指導員の確保が難しいことや施設スペースの問題から、現状では小学校高学年の受け入れは厳しい状況にあります。
- 今後、施設整備や指導員の確保などにより、令和5年度から小学校高学年の受け入れができるよう、放課後児童クラブの定員拡大に向けた検討を進めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

必要とされる助成について今後検討を進めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

現在、新規参入を希望する事業者はありませんが、今後必要に応じて実施を検討します。

6 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

このため、教育・保育施設としてこれまで培われてきた知識・技能など双方の良さを活かし、地域型保育事業者も含めた各施設・事業者間の情報共有や交流活動などを実施するとともに、幼稚園・認定こども園・保育所等から小学校への滑らかな接続のためのカリキュラムの検討や合同研修の実施などにより多面的な連携を一層推進します。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

（１）適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

（２）都道府県との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関して、円滑に制度を推進するため必要に応じて北海道との連携を図ります。

北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

計画の推進にあたっては、庁内の保健・福祉・医療・教育・及び関係分野からなる「子育て支援推進委員会」を組織し、連携・共働を図って推進します。

また、計画の推進状況を点検・評価し、推進に必要な調査・研究を行います。

(2) 人材の確保と資質の向上

子育てに関するニーズに応え、きめ細かな子育てサービスを提供するために、保育士、保健師、栄養士及び支援員（厚生員）の確保に努め、研修などにより資質・技能の向上を図ります。

(3) 保健・医療・福祉・教育の連携

子育て支援施策の推進を、すべての町民、すべての企業の参加・協力の下で取り組むために、保健・医療・福祉・教育などの機関・団体との連携や調整により、子育て支援に関する情報収集と提供に努め、協力体制を確立します。

また、国や北海道の施策を取り入れて推進することとし、施策の充実を図るよう要望します。

(4) 町民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、町民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識をもって主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めるとともに、町外に対してもホームページなどを活用し、情報発信を行います。

2 計画の点検・評価・改善

(1) 計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、倶知安町子ども・子育て会議に意見をうかがい、計画の着実な推進を図ります。

なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、倶知安町子ども・子育て会議に意見聴取の上、見直しを行うことができることとします。

(2) 計画の公表、町民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、機会をとらえて町民意見を把握し、町民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

倶知安町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和元年10月1日～令和4年9月30日

区 分		氏 名	推薦依頼先団体	備 考
第3条2項1号	子どもの保護者	山 田 知 美	倶知安幼稚園保護者会	
		門 田 淳	倶知安町PTA連合会	
第3条2項2号	子ども子育て支援に関する事業に従事する者	山 階 顕 雄	倶知安幼稚園	
		泉 川 由利子	倶知安藤幼稚園	
		阪 口 孝	倶知安めぐみ幼稚園	副会長
第3条2項3号	子ども子育て支援に関し、学識経験のある者	平 野 雄 二	倶知安町青少年育成会	会長
		赤 沼 隆 一	倶知安町小中学校教頭会	
		石 川 憲 司	倶知安町地域子ども会育成連絡協議会	
第3条2項4号	公募による町民	本 間 珠 美	公募	

※順不同・敬称略

倶知安町子ども・子育て会議事務局名簿

所 属 職 名	氏 名
福祉医療課長	黒 田 智
福祉医療課主幹	辻 口 浩 治
倶知安保育所ぬくぬく所長	山 岸 優 子
福祉医療課児童福祉係長	富 永 久 子
福祉医療課児童福祉係	佐 藤 庸 平
福祉医療課児童福祉係	千 葉 結 菜

第2期倶知安町子どもプラン

発行／倶知安町

編集／倶知安町 福祉医療課 児童福祉係

〒044-0003 北海道虻田郡倶知安町北3条東4丁目

倶知安町保健福祉会館内

(TEL) 0136-22-0500

(FAX) 0136-21-2143

E-mail jidou-fukushi@town.kutchan.lg.jp

発行日／令和2年3月